

# 平成30年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

(水道事業に係る事務の執行について)



令和5年12月  
浜 松 市

監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は3E(経済性・効率性・有効性)の視点から、改善を求めること。	44
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	42

措置欄 (令和5年6月末現在)			
区分	内 容	件数	
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの	43
—	非措置	指摘事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど措置しないもの又は外部状況等により措置する必要がなくなったもの	0
○	対応済	意見事項に対して、対応したもの又は一部について対応したもの	36 (1)
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	5 (2)
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	2

( )内は、新たに措置等が講じられた件数(内数)  
目次中、措置等決定年度欄に、※表示があります。

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
<b>第6 監査の結果（個別事項）</b>						
<b>1 基本施策1 「施設管理適正化の推進と財務体質の強化」</b>						
<b>(1) 実現方策1 「アセットマネジメントの実行と建設コスト縮減」</b>						
1	意見	(ア) 大原浄水場のダウンサイジングについて	52	浄水課	○	R1
2	意見	(イ) 大原浄水場の天日乾燥床の有効活用について	52	浄水課	○	R1
3	意見	(ウ) 大原浄水場の最終処分場の有効活用について	53	浄水課	○	R1
4	意見	(エ) 管路及び施設の実耐用年数の設定について	54	水道工事課	○	R2
<b>(2) 実現方策2 「企業債の借入抑制と料金制度適正化の検討」</b>						
5	指摘	(ア) 資産維持費の総括原価への算入について	57	上下水道総務課		
6	意見	(イ) 水道料金体系の見直しについて	58	上下水道総務課		
<b>2 基本施策2 「民間活力やICTの活用による効率的な運営の推進」</b>						
<b>(1) 実現方策3 「官民連携を活かした運営管理体制の構築」</b>						
7	意見	(ア) 市とコンセッション事業者とのリスク分担について	63	上下水道総務課	—	※R5
8	意見	(イ) コンセッションの対象事業範囲（主要業務範囲）について	64	上下水道総務課	—	※R5
<b>(2) 実現方策4 「施設管理システムの再構築と新たな料金収納システムの導入」</b>						
9	指摘	(ア) 情報システム全体の管理について	67	上下水道総務課	◎	R1
10	指摘	(イ) 情報セキュリティ対策の実施手順の未策定について	67	上下水道総務課	◎	R1
11	意見	(ウ) 臨時職員採用時の手続きについて	68	上下水道総務課	○	R1
12	指摘	(エ) 操作ログ等の取得について	68	上下水道総務課	◎	R1
13	指摘	(オ) 利用者ID名簿の未作成について	69	上下水道総務課	◎	R1
14	指摘	(カ) システム構成管理表の未作成について	69	上下水道総務課	◎	R1
15	意見	(キ) 自己点検の未実施について	70	上下水道総務課	○	R1
16	指摘	(ク) 業務分担表の未整備について	70	お客さまサービス課	◎	R1
17	指摘	(ケ) 緊急対応計画書について	71	お客さまサービス課	◎	R1
18	指摘	(コ) コンピュータの運行計画及びバックアップの取得方針について	71	お客さまサービス課	◎	R1
19	意見	(サ) 隔地保管時の業務手順及び暗号化について	72	お客さまサービス課	○	R1
<b>3 基本施策3 「職員の技術力の維持・向上」</b>						
<b>(1) 実現方策5 「多様な職員研修の実施」</b>						
20	意見	(ア) 人材確保・技術伝承のための職員の人事政策について	74	上下水道総務課	○	R1

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
<b>4 基本施策4 「サービス提供体制の強化」</b>						
<b>(1) 実現方策7 「PR活動の充実と市民対応のレベルアップ」</b>						
21	意見	(ア) ホームページにおける情報提供について	79	上下水道総務課	○	R2
<b>(2) 実現方策8 「中山間地域における水道サービスの提供手法の検討」</b>						
22	指摘	(ア) 旧簡易水道事業の収支・損益の把握について	86	天竜上下水道課	◎	R1
23	意見	(イ) 旧簡易水道事業の更新計画について	86	天竜上下水道課	○	R1
24	意見	(ウ) 旧簡易水道事業のダウンサイジングについて	87	天竜上下水道課	○	R1
25	指摘	(エ) 飲料水供給施設に係る契約書の保管について	87	天竜上下水道課	◎	R1
26	指摘	(オ) 契約内容の見直し及び統一について	88	天竜上下水道課	◎	R3
27	指摘	(カ) 地域住民との対話の重要性について	88	天竜上下水道課	◎	R1
28	意見	(キ) 不用になった飲料水供給施設の撤去計画について	89	天竜上下水道課	○	R1
29	意見	(ク) 飲料水供給施設に対するアンケートの実施について	90	天竜上下水道課	○	R1
30	指摘	(ケ) 飲料水供給施設に関するリスク管理について	91	天竜上下水道課	◎	R1
31	意見	(コ) 飲料水供給施設に関する将来的な視点	92	天竜上下水道課	○	R1
32	指摘	(サ) 遠方監視システムの整備について	94	天竜上下水道課	◎	R1
<b>5 基本施策5 「安全な水道水質の堅持」</b>						
<b>(1) 実現方策9 「安定した浄水管理体制の構築」</b>						
33	意見	(ア) リスクベースの水質検査の実施について	97	浄水課	○	R1
<b>6 基本施策6 「環境に配慮した効率的な水運用の推進」</b>						
<b>(1) 実現方策11 「配水区域の再編と施設の統廃合」</b>						
34	意見	(ア) 配水区域ごとの水需要方法の把握体制について	101	水道工事課 お客さまサービス課	○	R2
35	意見	(イ) 自己水源と遠州水道の受水割合の決定について	102	水道工事課 上下水道総務課	○	※R4
<b>7 基本施策7 「被災後の断水リスクの軽減」</b>						
<b>(1) 実現方策13 「重要施設の優先的な耐震化」</b>						
36	意見	(ア) 水道施設の耐震化計画について	107	水道工事課	○	R3
37	指摘	(イ) 基幹管路の耐震化工事の順序について	107	水道工事課	◎	R3
<b>(2) 実現方策14 「バックアップを考慮した水源整備」</b>						
38	意見	(ア) 水循環計画の策定について	111	水道工事課 上下水道総務課 浄水課 下水道工事課	○	R4
39	意見	(イ) 地下水マネジメントについて	111	上下水道総務課	—	R1

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
<b>9 その他の事務執行</b>						
<b>(1) 貯蔵品（資機材等）の管理について</b>						
40	意見 (ア)	貯蔵品の実在性を確認するための実地たな卸について	117	上下水道総務課	○	R1
41	指摘 (イ)	出庫した貯蔵品の返納処理について	117	上下水道総務課	◎	R4
42	指摘 (ウ)	貯蔵品の実地たな卸によるたな卸減耗の会計処理について	118	上下水道総務課 北部上下水道課 天竜上下水道課	◎	R2
43	指摘 (エ)	メーター以外の貯蔵品の出庫・購入業務の分掌について	119	上下水道総務課	◎	R1
44	意見 (オ)	貯蔵品の適正水準について	120	上下水道総務課	○	R2
45	指摘 (カ)	過剰在庫の会計処理について	121	上下水道総務課	◎	R1
<b>(2) 水道メーターについて</b>						
46	指摘 (ア)	現物管理について	126	上下水道総務課 お客さまサービス課	◎	R1
47	指摘 (イ)	水道メーターの払出処理について	126	上下水道総務課 お客さまサービス課	◎	R1
48	指摘 (ウ)	水道メーターの実地たな卸について	127	上下水道総務課 お客さまサービス課	◎	R1
49	指摘 (エ)	水道メーターの滞留について	128	上下水道総務課 お客さまサービス課	◎	R2
50	指摘 (オ)	水道メーターの取替法の見直しに関する検討	129	上下水道総務課 お客さまサービス課	◎	R4
51	意見 (カ)	固定資産台帳と水道料金調定システムにおけるメーター台数の不一致について	129	上下水道総務課 お客さまサービス課	○	R2
52	指摘 (キ)	勘定科目の未振替について	130	上下水道総務課	◎	R1
53	指摘 (ク)	会計処理方法の明確化について	130	上下水道総務課	◎	R1
<b>(3) 退職給付引当について</b>						
54	指摘 (ア)	計算に使用する前期末要支給額の誤り	133	上下水道総務課	◎	R1
55	指摘 (イ)	会計基準移行時差異の償却額の誤り	134	上下水道総務課	◎	R1
56	意見 (ウ)	他会計との退職金支払額の精算について	135	上下水道総務課	○	R4
<b>(4) 賞与引当金について</b>						
57	意見 (ア)	賞与引当金の算出について	137	上下水道総務課	○	R1
<b>(5) 貸倒引当金について</b>						
58	指摘 (ア)	不納欠損の実績の検討について	139	お客さまサービス課	◎	R1
59	指摘 (イ)	貸倒懸念債権に使用する引当率について	139	お客さまサービス課	◎	R1
60	指摘 (ウ)	一般債権の貸倒実績率算定の分子に用いる不納欠損額について	140	お客さまサービス課	◎	R1

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
61	意見	(エ) 一般債権の貸倒実績率算定の分子と分母の期間対応について	140	お客さまサービス課	○	R1
(6) 固定資産管理について						
62	意見	(ア) 水の流れを意識した固定資産管理について	143	上下水道総務課	○	R1
63	意見	(イ) 管路のマッピングシステムへの登録時期について	143	水道工事課	○	R1
64	意見	(ウ) マッピングシステムを補助簿とする固定資産台帳登録について	144	上下水道総務課	○	R1
65	指摘	(エ) 管路の取得価額の算出方法について	144	上下水道総務課	◎	R1
66	指摘	(オ) 管路の除却の会計処理について	145	水道工事課 上下水道総務課 北部上下水道課 天竜上下水道課	◎	R1
67	指摘	(カ) 固定資産台帳の整備について	146	上下水道総務課	◎	R1
68	意見	(キ) 償却限度額まで実施済みの固定資産の減価償却の計上について	149	上下水道総務課	○	R1
69	意見	(ク) 上下水道のマッピングシステムの統合について	149	水道工事課 下水道工事課	○	R2
(7) 減損会計について						
70	指摘	(ア) 減損の兆候判定について	151	上下水道総務課	◎	R1
71	指摘	(イ) 廃止及び予備水源に関する資産の取扱について	151	上下水道総務課	◎	R1
72	意見	(ウ) 遊休資産の有効活用について	152	上下水道総務課	○	R1
73	指摘	(エ) 土地以外の固定資産の現物調査における遊休資産の把握について	153	上下水道総務課	◎	R2
74	意見	(オ) 売却可能価額の検討について	153	上下水道総務課	○	R4
75	指摘	(カ) 建設仮勘定の滞留状況について	154	上下水道総務課	◎	R1
76	意見	(キ) 建設仮勘定の業務委託契約金額の工事単位による管理について	154	上下水道総務課	○	R1
(8) 要望工事について						
77	意見	(ア) コンパクトシティの推進との整合性	156	水道工事課	—	R3
78	意見	(イ) 申請者の負担距離について	157	水道工事課	—	R3
79	指摘	(ウ) 負担金の計算に用いる単価について	157	水道工事課	◎	R4
(9) 財産管理について						
80	指摘	(ア) 小口現金についての制度整備と運用について	159	上下水道総務課	◎	R1
81	意見	(イ) 余裕資金の運用について	160	上下水道総務課	○	R1
82	指摘	(ウ) 行政財産と普通財産の区分の必要性について	161	上下水道総務課	◎	R1

No.	監査結果	監査項目		報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
83	指摘	(エ)	行政財産の使用許可について	162	北部上下水道課	◎	R1
84	意見	(オ)	寄附受入資産の寄附目的の確認について	162	上下水道総務課	○	R1
(10) 有収率について							
85	意見	(ア)	有収率の算出方法と活用方法について	163	水道工事課 上下水道総務課 お客さまサービス課 北部上下水道課 天竜上下水道課 浄水課	○	R2
(11) セグメント情報の開示について							
86	指摘	(ア)	セグメント情報の開示についての文書化	165	上下水道総務課	◎	R1

# No.1

## 監査内容

報告書の頁 52

意見	<p>(ア) 大原浄水場のダウンサイジングについて 段階的な改築の結果、最終的には1系沈殿池については規模縮小のうえ移転、第4配水池については廃止を計画している。 同計画どおりにダウンサイジングが実施された場合、現在の管理棟及びその周辺施設は上記1系沈殿池へ移設の後、有休地となることが見込まれる。 大原浄水場区域は既に隣接地に住宅が存在しており、同土地については売却等の利活用が望まれる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
浄水課	<p>アセットマネジメント計画どおりに大原浄水場のダウンサイジングが実施された場合、現在の管理棟・土地が有休地となりますが、大原浄水場は大規模災害時における補給水源、他都市応援部隊の受入施設としているため、防災BCPと合わせ今後検討していきます。 また、当該土地には、導水管などの地下埋設物があり、施設管理、浄水場運転に大きく影響することから慎重な検討の後に判断するべきと考えています。</p>	○	令和元年度

# No.2

## 監査内容

報告書の頁 52

意見	<p>(イ) 大原浄水場の天日乾燥床の有効活用について 大原浄水場には脱水機が設置されており、同機によって脱水した土は園芸用資材として100円/トンで販売している。 天日乾燥している土についても脱水機により脱水し、園芸用資材として販売することも可能であると考えられることから、有効な利用方法を検討すべきである。その結果、現在の天日乾燥用の土地が不要となる場合には、当該土地の有効な活用方法も検討すべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
浄水課	<p>天日乾燥床において処理をしている汚泥を脱水機処理する場合、現在の脱水機能力では不足するため、脱水機の増改築が必要となります。本機に係るイニシャルコストは概算10億円（位置変更に伴う費用別途）、ランニングコストとして電気代、定期点検及び部品交換などが必要となるため、ライフサイクルコスト（L L C）の観点から費用対効果は低いものと判断しています。 また、天日乾燥床は広い土地を要する一方、運転管理が簡易、特別な動力が不要であることや、脱水機の点検・工事、故障時におけるバックアップ施設として必要であるため、現状において天日乾燥床を全廃することは難しいと考えます。</p>	○	令和元年度



## No.3

### 監査内容

報告書の頁 53

意見	<p>(ウ) 大原浄水場の最終処分場の有効活用について</p> <p>最終処分場及び調整池には天日乾燥による再利用前の汚泥が埋まっており、再利用には時間とコストがかかることが想定される。しかし、周辺地区は近年宅地化が進んでおり、近隣地の販売広告によれば30万円/坪とのことである。利活用した場合の費用対効果を調査のうえ、経済合理性があるのであれば売却等の利活用が望まれる。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
浄水課	<p>最終処分場は脱水機、天日乾燥の汚泥が不測の事態により場外排出できなくなった場合、仮置場などとして必要な施設であります。また、災害復旧時における工事発生土、埋め戻し材などの資材ヤード利用を想定しています。</p> <p>最終処分場の売却にあたっては、①廃棄物処理法上の廃止手続き（土木仕上、測量、水質検査）、②土木的耐力不足への対応（土壌の入替え、埋設汚泥の処分等）など要求され、インフラ整備が不可欠となるため、費用対効果が見込めないと考えます。</p> <p>調整池は、最終処分場建設時に浜松市開発許可指導基準に基づく雨水施設であり、また、廃止する場合は、下流域への影響検討、別途対策などが必要となります。</p> <p>以上のことから、当面は売却等の利活用は困難であると判断しました。</p>	○	令和元年度

## No.4

### 監査内容

報告書の頁 54

意見	<p>(エ) 管路及び施設の実耐用年数の設定について</p> <p>今後、水道施設及び管路については、その建設年度を考慮すると老朽化が加速度的に進行すると考えられるが、実耐用年数の設定により、単純な経過年数をもって一律に更新をする事態を避けることができ、更新コストの合理的な縮減と既存施設の有効活用が図られることから、実耐用年数の設定は経済合理性が認められる。</p> <p>一方で、水道事業ビジョンの策定以降、古い水道管の取替え工事を行う際に、一部路線では取替え前の古い管の腐食状況などを調査し記録の蓄積を進めているが、これら記録の分析を行うところまでの検証は実施していない。</p> <p>今後は実耐用年数の設定の妥当性について、定期的に検証を行うことが望まれる。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>令和2年度から配水用ポリエチレン管の劣化状況を材料メーカー等と共同で調査・分析し、実耐用年数の妥当性を検証することとしました。</p> <p>その他の管種については、今後の漏水事故の状況をその都度検証し、実耐用年数の妥当性を確認していきます。</p>	○	令和2年度

# No.5

## 監査内容

指摘	<p>(ア) 資産維持費の総括原価への算入について          公益社団法人日本水道協会が発出している「水道料金算定要領」によれば、料金算定期間中の給水のために必要な総費用（総括原価）には資産維持費が含まれるが、浜松市は、資産維持費を総費用に含めていない。</p> <p>水道事業は長期にわたり受益者（水道利用者）がサービスを享受し費用を負担する事業であることを考えると、受益者の世代間にわたる公平な負担を確保する必要がある。資産維持費を導入することにより施設資産の計画保全のための一定の財源確保が図られ、給水人口の減少局面において更新投資の費用を平準化することにつながるものと考えられる。</p> <p>したがって、今後は、資産維持費を総括原価に算入する必要がある。そして、資産維持費の計算に当たっては、「水道料金算定要領」に記載されている標準的な資産維持率3%の是非について検討し、標準的な資産維持率により難しいときは、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費とすべきである。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>施設等の将来の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保する上で、資産維持費の算入の必要性は認識しています。</p> <p>令和5年度から水道料金の検討に着手し、基本料金と従量料金の配分や逡増度等、料金体系の見直しと合わせて、資産維持費の適正値を研究しています。</p>		措置対応中

意見	<p>(イ) 水道料金体系の見直しについて</p> <p>① 逡増(ていぞう)型料金体系について          水需要が右肩上がり水資源が不足していた時代には、逡増型料金体系が適応していると考えられる。しかし、水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなるおそれがあるなど、安定経営に資する料金体系とは言い難いものである。したがって、人口減等による水需要の減少に対応すべく、逡増度の緩和について検討する必要がある。</p> <p>② 基本料金と従量料金の配分割合について          固定費は、減価償却費や支払利息、人件費などであり、水の使用量に関係なく必要とされる経費であることから、本来は基本料金に充当すべきである。しかし、固定費は総括原価に占める割合が高いため、基本料金が著しく高くなってしまい現実的でないことから、標準的な配分方法である最大給水量(処理水量)に対する平均給水量(処理水量)の割合を参考に基本料金と従量料金にそれぞれ配分しており、大部分は従量料金に充当されている。今後は、水需要の減少に伴い、水道料金収入のうち、基本料金に比べて従量料金が大きく減少すると想定されることから、従量料金で回収すべき固定費相当分の回収が困難となっていくことが見込まれる。          したがって、人口減等による水需要の減少に対応すべく、実態に即した固定費と変動費の割合に近づけるような基本料金と従量料金の配分割合を検討する必要がある。</p> <p>③ 大口需要者への対応について          近年、企業等の大口需要者は、コスト削減などのために、節水への一層の取組や地下水を利用した専用水道への切り替えを進めている。一方で、専用水道に切り替えた多くの大口需要者は、水道をバックアップ目的として利用しているため、水道使用量は最小限に抑えられ、従量料金で賄われるべき固定費相当分について負担をしていない状況にあり、上下水道部にとっては大きな減収要因となっている。          したがって、地下水を利用している大口需要者に対して固定費分の負担を求めていくなどの対応を検討する必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>今後の人口減少等による水需要減少下でも安定的に固定費を回収できる料金体系への見直しは欠かせないと認識しています。</p> <p>令和5年度から水道料金の検討に着手し、監査意見にある3つの視点を念頭に、現状及び将来予測の分析を進めています。</p>		措置対応中

## No.7

### 監査内容

報告書の頁 63

意見	<p>(ア) 市とコンセッション事業者とのリスク分担について 「コンセッション導入可能性調査」の段階では、現在スキームが明確となっていない面があるため、市とコンセッション事業者との間のリスク分担の内容が不明確となっている部分が存在する。特に、コンセッション事業者が、事業撤退/経営破綻した場合、運営権は市に戻されることとなるが、それ以降生じることが想定される事業運営上のリスクや料金改定が議会において否定されるリスクについては、浜松市がリスクを負担することとされている。しかし、影響が大きいため、コンセッション方式の導入までに受益者である水道利用者に対し、リスクへの対応について明確な対応方針を定め、十分な説明を行うことが望ましい。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>運営委託方式については、導入可能性調査により持続可能な水道経営を実現するための有効な手段であることを確認しており、これに基づき導入に向け事業スキームの検討を進めてまいりました。しかし、国民や市民の皆様の理解が進んでいないことから、その検討を延期しています。 国民や市民の理解が深まり、検討を再開する場合は、意見を踏まえて対応してまいります。</p>	—	令和5年度

## No.8

### 監査内容

報告書の頁 64

意見	<p>(イ) コンセッションの対象事業範囲（主要業務範囲）について 「コンセッション中間報告」によれば、水質検査は水道事業全体の経営管理とともに直営を維持することとなる。しかし、水質検査業務は、水道GLP制度の認定取得者であることを運営権者に対する要求水準書で定義することにより担保が可能であり、市はモニタリングを通じて最終責任を負うことには変わりがないため、必ずしも直営に拘る必要性はないものと考えられる。 水質の管理は非常に重要であるが、水質検査を直営として維持するか否かについては、あらためて経済的合理性の面も考慮したうえで、十分な検討を行うことが望まれる。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>運営委託方式については、導入可能性調査により持続可能な水道経営を実現するための有効な手段であることを確認しており、これに基づき導入に向け事業スキームの検討を進めてまいりました。しかし、国民や市民の皆様の理解が進んでいないことから、その検討を延期しています。 国民や市民の理解が深まり、検討を再開する場合は、意見を踏まえて対応してまいります。</p>	—	令和5年度

# No.9

## 監査内容

報告書の頁 67

指摘	<p>(ア) 情報システム全体の管理について 浜松市における情報システム管理者は、各所管課の課長とされている。しかし、上下水道部においては、お客さまサービス課を除く全ての課において情報セキュリティに係る実施手順が策定されていないこともあり、部全体としての管理が十分でない状況である。 そのため、特に情報システム管理者は、企画調整部情報政策課から積極的に情報提供を受け、管理状況の聴取などを通じて、その管理状況の維持・向上を図るなどの対応を行うことが必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>各課が所管する情報システムの維持管理状況の向上を図るため、平成31年3月27日、情報セキュリティ管理者である各所属長に対し、情報セキュリティポリシーに基づく各種手順書等の策定について通知を発出するとともに、当該対応状況を確認しました。 今後は、情報政策課と連携を図りながら、部内各課の状況を把握するなど、情報システム全体の管理を行います。</p>	◎	令和元年度

# No.10

## 監査内容

報告書の頁 67

指摘	<p>(イ) 情報セキュリティ対策の実施手順の未策定について 浜松市情報セキュリティ基本方針では、『情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する』とされているが、上下水道部では、料金調定システムを除く情報システムについて、実施手順に相当する要綱ないし手順書等は策定されていない。また、料金調定システムについても、最終改定日は平成27年4月1日であり、平成27年10月に改定された基本方針及び対策基準を踏まえた見直しは行われていない。 実施手順は、情報セキュリティ対策の内容を具体的な手順として定める重要なルールであるため、各情報システムに係る実施手順を策定し、情報セキュリティ上のリスクに応じて定期的な見直しを行う必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>令和2年3月に上下水道部において所管するすべてのシステムについて情報セキュリティ実施手順書を策定したことを確認しました。 今後は、策定された実施手順書に従い、各情報システムについて情報セキュリティ対策を実施します。</p>	◎	令和元年度

# No.11

## 監査内容

報告書の頁 68

意見	<p>(ウ) 臨時職員採用時の手続きについて</p> <p>対策基準では、情報セキュリティ管理者は非常勤及び臨時職員に対し、情報セキュリティポリシー等のうち、非常勤及び臨時職員が守るべき内容を採用時に理解させ、実施及び遵守させなければならない、また必要に応じ、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めることが定められている。</p> <p>しかし、上下水道部の各課において、非常勤及び臨時職員の採用の際、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書を入手しておらず、情報セキュリティポリシー等に係る教育研修を実施した記録も残されていない。</p> <p>特にお客さまサービス課や水道工事課等の個人情報等を取り扱う部局の情報セキュリティ管理者である課長は、個人情報等漏洩のリスクを勘案し、非常勤及び臨時職員の採用の際、情報セキュリティポリシー等について十分な教育研修を実施するとともに、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書を入手することが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>令和2年3月に各所属長が策定した情報セキュリティ対策実施手順書において、個人情報等を取り扱う課において臨時職員を採用する際は、情報セキュリティポリシー等を遵守するよう教育研修を実施する旨を規定しました。</p> <p>これに基づき、今後会計年度任用職員や臨時職員を採用する場合は、教育研修を実施します。</p> <p>なお、情報政策課と調整した結果、十分な教育研修を実施することを条件に、同意書の入手までは求めないこととしました。</p>	○	令和元年度

# No.12

## 監査内容

報告書の頁 68

指摘	<p>(エ) 操作ログ等の取得について</p> <p>対策基準では、情報システム管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、法令等に基づき一定の期間保存しなければならない、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定め、かつ、取得したログを点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意のある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない旨が定められている。</p> <p>しかし、水道工事課が所管するマッピングシステムについて、保守作業の委託業者が作成したサーバー定期点検シートにおいていくつかのログを確認した旨の記録が残されていたものの、ログの点検又は分析に関する具体的な観点について定められた文書を確認することができなかった。また、その他の所管する情報システムについても、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等及び取得したログの点検又は分析に関する方針は定められていない。</p> <p>そのため、情報セキュリティ管理者である各課長は、所管する各情報システムについて、ログ取得等に係る方針を定める必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>令和2年3月に各所属長が策定した情報セキュリティ対策実施手順書において、ログ取得等に係る方針を規定しました。</p>	◎	令和元年度

# No.13

## 監査内容

報告書の頁 69

指摘	<p>(オ) 利用者ID名簿の未作成について</p> <p>対策基準では、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱等の方法を定めるとともに、利用されていないIDが放置されないよう、点検しなければならない旨が定められている。また、調定システムセキュリティ要綱第8条第2項では、情報システム管理者は、操作者用IDについて管理簿を作成し、管理方法を定めるものとする旨が定められている。</p> <p>しかし、料金調定システムについては、利用者IDを網羅的に把握した管理簿は作成されておらず、利用されていないIDが放置されていないことを点検できる環境が十分に整備されているといえる状況にはなかった。</p> <p>そのため、情報セキュリティ責任者である情報政策課長及び情報システム管理者であるお客さまサービス課長は、料金調定システムについて、利用者IDの取扱等の方法を定め、管理簿を作成するとともに、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検する必要がある。</p> <p>また、料金調定システム以外の情報システムにあつては、そもそも実施手順が定められていないため、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱等の方法を定める必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	令和2年3月に各所属長が策定した情報セキュリティ対策実施手順書において、利用者IDの取扱等の方法について規定しました。	◎	令和元年度

# No.14

## 監査内容

報告書の頁 69

指摘	<p>(カ) システム構成管理表の未作成について</p> <p>対策基準では、情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、変更履歴を作成しなければならない旨が定められている。また、調定システムセキュリティ手順書では、システム構成管理表を作成し、所定の事項を記録するとともに変更があった場合には変更日及び変更内容を記録し、常に最新のシステム構成管理表を作成しなければならない旨が定められている。しかし、料金調定システムについては、賃貸借契約書に添付される仕様書に一部の記録が残されているものの、必要事項に係る網羅的な記録は残されていない。</p> <p>システム構成管理表は、稼働中の情報システムの状況を把握する重要な書類であると考えられるため、適切に記録を残す必要がある。なお、手順書に定められた必要的記載事項が実態に即していないと考えられる場合は、手順書自体の見直しを図る必要がある。</p> <p>また、料金調定システム以外の情報システムにあつては、そもそも実施手順が定められていないため、各情報システムのシステム構成管理表を作成する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	令和2年3月に各所属長が策定した情報セキュリティ対策実施手順書において、システム構成管理表について規定しました。 これに基づき、システム構成管理表を作成しました。	◎	令和元年度

# No.15

## 監査内容

報告書の頁 70

意見	<p>(キ) 自己点検の未実施について          対策基準では、情報セキュリティ管理者は、所管における情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、定期的又は必要に応じて自己点検を行わなければならない旨が定められている。          しかし、上下水道部の各課において情報セキュリティ対策状況に係る自己点検が行われた記録は残されておらず、過去の実施した例もないとされる。          情報セキュリティ対策状況に係る自己点検は、情報セキュリティに係る実施手順の準拠性を確かめるだけでなく、各課における情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うために必要な対応であると考えられる。          そのため、特に個人情報等を取り扱うような課においては、その業務に求められる情報の機密性確保の重要性に鑑み、情報セキュリティ対策状況に係る自己点検を行うことが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>令和2年3月に各所属長が策定した情報セキュリティ対策実施手順書において、自己点検のあり方について規定しました。          これに基づき、個人情報等を取り扱う課において情報セキュリティ対策状況に係る自己点検を実施しています。</p>	○	令和元年度

# No.16

## 監査内容

報告書の頁 70

指摘	<p>(ク) 業務分担表の未整備について          調定システムセキュリティ手順書では、情報システム管理者は、運用及び保守の実務を行う為のシステム運用担当者を定め、また運用担当者を補佐する副運用担当者を適正な人数定めるとともに、各担当者を業務分担表に明記するものとされる。          しかし、料金調定システムを所管するお客さまサービス課において、市における一般的な情報システム管理担当者である情報化推進リーダーの記載はあるものの、システム運用担当者及び副運用担当者を明記した業務分担表は作成されていない。また、システム運用担当者及び副運用担当者が明確に定められていないことは、手順書に定められる要件が必ずしも適切に実施されていないことの一因とも考えられる。          お客さまサービス課は、情報システムの管理を適切に実施する観点から、業務分担表に料金調定システムのシステム運用担当者及び副運用担当者を明記する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	<p>平成31年3月27日付け「情報セキュリティポリシーに基づく各種手順書等の策定について」(上下水道総務課発出)を受け、令和2年3月に旧手順書を廃止し、新たな手順書を策定しました。          なお、システム範囲が多岐の業務にわたるため、各業務の担当者が情報システム管理者と密に連絡・調整した方が合理的であると判断し、既に作成してある業務分担表の担当者がシステム運用担当とすることにしました。</p>	◎	令和元年度



指摘	<p>(ケ) 緊急対応計画書について</p> <p>料金システムセキュリティ手順書では、運用担当者及び副運用担当者は、定期的に料金システムへのアクセス履歴を保存するとともに、不正なアクセスがないこと等を確認した結果、異常を検出した場合は、直ちに情報システム管理者へ報告するとともに別途定める「緊急対応計画書」に従い適切な処置を講じなければならないと定められている。</p> <p>料金調定システムについて、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法、ログが取得できなくなった場合の対処等及び取得したログの点検又は分析に関する方針は定められていない。また、異常を検出した場合の手順を定めるべき緊急対応計画書も作成されておらず、一般的な緊急時対応に係る手順にも該当事項への対応は定められていない。</p> <p>個人情報等のような機密性の高い情報システムにおいて、アクセス履歴に異常が検出された場合の手順は、あらかじめ定めておくことによって適時適切な対応を円滑に図ることが可能となる。</p> <p>そのため、お客さまサービス課は、ログ等のアクセス履歴の確認手順を定めるとともに、異常を検出した場合の緊急対応計画書を策定する必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	<p>平成31年3月27日付け「情報セキュリティポリシーに基づく各種手順書等の策定について」(上下水道総務課発出)を受け、令和2年3月に旧手順書を廃止し、新たな手順書及び緊急時対応マニュアルを策定しました。</p> <p>なお、料金システムは、閉鎖域のネットワークで構成されているため外部からの不正アクセスができない構造になっています。また、内部における不正アクセスについては、操作内容、操作日時等のアクセスログを常時取得しており、必要に応じてログを抽出して解析することとしています。このログについてはシステムが稼働している限り取得される構造となっています。</p>	◎	令和元年度

指摘	<p>(コ) コンピュータの運行計画及びバックアップの取得方針について          調定システムセキュリティ要綱では、料金システムの稼働時間及び休止日等の設定について計画等を定める旨が定められているが、料金等調定システムの稼働時間及び休止日等の設定についての計画等は文書化されていない。また、料金システム内のデータのバックアップについても計画等を定める旨が定められているが、現状、日次で外部記録媒体へフルバックアップを取得されているものの、データのバックアップ取得方針については文書化されていない。</p> <p>コンピュータの運行計画やデータ等のバックアップ取得方針は、情報システムを管理するうえで重要な情報であるため、適切に定めるとともに文書化することにより客観的に検証できる体制を整備するべきである。</p> <p>お客さまサービス課は、料金システムの稼働時間や休止日等の設定及びデータのバックアップについて計画等を定める必要がある。</p> <p>また、現在稼働中の情報システムに関連する文書は、単純に文書保管期限を適用するのではなく、少なくとも稼働中の期間においては適切に保管し、当初に設定した方針やその後の検討の経緯に関する情報を保持することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	<p>平成31年3月27日付け「情報セキュリティポリシーに基づく各種手順書等の策定について」(上下水道総務課発出)を受け、令和2年3月に旧手順書を廃止し、新たな手順書を策定しました。</p> <p>なお、システムの稼働時間・休日等の設定は、毎月作成する「お客さまサービス課業務日程表」により設定を行っています。バックアップについては、全日フルバックアップ(200を超えるテーブル)を業務終了後に実行することとしました。</p> <p>また、情報システム関連文書については、当初の方針やその後の検討の経緯に関する情報を含め、適切に管理することとしました。</p>	◎	令和元年度

# No.19

## 監査内容

報告書の頁 72

意見	<p>(サ) 隔地保管時の業務手順及び暗号化について</p> <p>対策基準では、情報資産を運搬する者は、情報資産の機密性を考慮し、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない旨が定められている。しかし、料金等調定システムは、外部委託業者によりバックアップデータを隔地保管しているものの、対象とする情報資産を暗号化する等の措置を行っていない。料金等調定システムのバックアップデータには個人情報が含まれるため、情報資産に求められる機密性は比較的高いものと考えられる。</p> <p>そのため、お客さまサービス課は、バックアップデータの隔地保管に際し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じることが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	平成31年3月27日付け「情報セキュリティポリシーに基づく各種手順書の策定について」(上下水道総務課発出)を受け、令和2年3月に旧手順書を廃止し、新たな手順書を策定しました。暗号化については、次期料金等調定システムを構築する中で調査・研究してまいります。	○	令和元年度

# No.20

## 監査内容

報告書の頁 74

意見	<p>(ア) 人材確保・技術伝承のための職員の人事政策について</p> <p>上下水道部では、各種研修会の開催、技術マニュアルの作成、OJT及び現状での人員不足については再任用の活用により、人員確保・技術伝承に努めているものの、上下水道部技術職員の現在の年齢構成を考えると、このまま人員削減を続けた場合、将来的に人材確保・技術継承ができない可能性が十分に考えられる。</p> <p>このため、現状の教育体制だけでなく、上下水道管理者は、技術職員の適正人員について十分に検証し、中途職員も含めた配置計画や、職員のノウハウが途切れることのないように留意した人事ローテーションを計画することが必要であると考え。また、人事ローテーションについては、人員規模の問題から上下水道部だけで完結することが困難なため、市長事務部局との連携を今まで以上に密にして、長期的なビジョンでコントロールすることが望まれる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	再任用職員等を技術アドバイザーと位置づけ、工事への技術的助言・指導等を通じた技術継承を、また、専門分野での知見に秀でたベテラン・中堅職員を教えあいリーダーと位置づけ、部内における技術継承を図っています。さらには、長期的経営安定に向け、市長部局と連携した人事ローテーションを進めています。	○	令和元年度

# No.21

## 監査内容

報告書の頁 79

意見	<p>(ア) ホームページにおける情報提供について</p> <p>水道料金の見直し及びコンセッション方式の導入の検討などの様々な場面で市民に積極的に情報を開示することは、浜松市水道事業の経営の透明性を高めることに繋がり、市民の理解を得るためにも重要であると考えます。また、水道に対する信頼性をさらに向上させるための活動としては、現在の施策目標である「アンケート調査やモニター制度により、意見を把握し反映する。」だけでは不十分であると考えます。</p> <p>したがって、上下水道フェスタ等のPRのみならず、市民にとって有用な各種の情報をホームページに掲載し、今よりも積極的に情報提供することが望まれる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>現行ホームページのアクセス解析や他都市の事例調査などから課題（情報は豊富だがホームページ内での誘導が不十分等）が確認できたため、令和2年度末のホームページリニューアルに合わせ、市民の皆様が情報を探しやすくなるようホームページ内の階層を整理しました。</p> <p>今後も有用な各種情報を提供できるようホームページ内の情報を適宜更新していきます。</p>	○	令和2年度

# No.22

## 監査内容

報告書の頁 86

指摘	<p>(ア) 旧簡易水道事業の収支・損益の把握について</p> <p>旧簡易水道事業が水道事業に統合されたことにより、旧簡易水道事業の会計数値は、公営企業会計（水道事業会計）に取り込まれることとなったため、料金収入や給水人口といった重要数値についても、旧簡易水道事業ごとという区分管理は行われていない。旧簡易水道事業の決算数値は管理会計上非常に重要な情報を提供するものであり、今後の施設設備の統廃合やダウンサイジングの検討、水道料金改定時の給水原価把握などの場面において、意思決定上必要不可欠な数値となると考えられる。</p> <p>また、旧簡易水道事業において収支不足が深刻化されると予想しているが、どの程度の収支不足が発生しているのか把握しないことは非常に問題がある。幸い、統合後間もないことから、比較的容易に旧簡易水道事業の収支を把握する体制を整備できるとのことであるため、早急な対応を実施すべきである。</p> <p>更に、旧簡易水道事業全体の収支だけでなく、36個々の収支を把握や固定資産の減価償却費及び補助金前受収益の償却額を個々に対応させることにより、収支だけでなく損益の把握についても改善の余地があると考えられる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>36の旧簡易水道事業について、有収水量の把握をするため料金システムへの情報入力を完了したことにより、収支及び損益の把握による区分管理が可能となりました。</p>	◎	令和元年度

## No.23

### 監査内容

報告書の頁 86

意見	<p>(イ) 旧簡易水道事業の更新計画について 簡易水道事業の給水人口をみると、100人以下の小規模な簡易水道が相当程度見受けられ、近い将来、人口減少、少子高齢化が更に加速し、給水人口もそれに応じて減少していくことが考えられる。 このような現状において、施設の更新は過大な投資に繋がりがねないことから、現在作成されている更新計画どおりに設備投資を行うのではなく、人口動態、給水人口、給水面積、給水量、住居の分散度合い、他の水道事業との連携見込みなどを勘案し、その都度適切な意思決定を行うことを要請したい。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>旧簡易水道事業の施設については、現行の旧簡易水道事業更新計画を基本とし、その都度必要に応じた更新を行うことで事業効果を高めています。 今後もこの方針で継続実施してまいります。</p>	○	令和元年度

## No.24

### 監査内容

報告書の頁 87

意見	<p>(ウ) 旧簡易水道事業のダウンサイジングについて 人口減少、少子高齢化は更に加速し、給水人口もそれに応じて減少していくことが考えられ、計画給水人口と実際給水人口の乖離もますます進んでいくことが想定される。そのような状況において、従来どおりの整備・更新、施設設備の耐震化を行うことは上下水道部にとって大きな負担となる。また、当該財源を他の地域住民が間接的に負担することは不公平感の発生に繋がりがねない。 旧簡易水道事業に関して、ダウンサイジング、場合によっては飲料水供給施設化又は未普及地域化することも検討する必要があると考えられる。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>旧簡易水道事業の施設整備については、平成31年2月に給水人口や住居の分散度合等を考慮したダウンサイジングを行う方針としました。</p>	○	令和元年度

## No.25

### 監査内容

報告書の頁 87

指摘	(エ) 飲料水供給施設に係る契約書の保管について 飲料水供給施設を維持管理する水道組合と浜松市とは、施設の使用貸借契約書を締結しているが、大寄、遠木沢、河内浦の飲料水供給施設について契約書の保管がされていないため適切な保管が必要である。
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	契約書が保管されていない「大寄」、「遠木沢」、「河内浦」の3施設は、既に利用者が無く再契約が不要となりました。飲料水供給施設に係る契約書の保管については、天竜上下水道課で一元管理を行い適切な管理をしています。	◎	令和元年度

## No.26

### 監査内容

報告書の頁 88

指摘	(オ) 契約内容の見直し及び統一について 飲料水供給施設に係る契約書の記載内容は、地区別に比較すると概ね同一であるが、一部表現の違いが見受けられる。 契約書の内容について、契約書のタイトルの統一、契約期間の定め、施設を廃止する際の取扱い、施設の撤去責任等の見直しを行うとともに、統一の様式を作成し契約締結すべきである。
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	施設の運営維持、契約期間の定め、施設を廃止する際の取扱い、責任分担等を明確にした統一契約書を作成しました。 今後、逐次、各水道組合と統一契約書により再契約の締結をしていきます。	◎	令和3年度

# No.27

## 監査内容

報告書の頁 88

指摘	<p>(カ) 地域住民との対話の重要性について          飲料水供給施設が簡易水道事業に統合された場合、施設利用者には、飲料水の水质検査及び維持管理が不要となるメリットがある。その一方で、デメリットとして、統合する際に課される初期費用の負担が発生すること、統合後は料金体系が変更され水道料金が上昇することが挙げられる。特に水道料金については、飲用だけでなく農業用水などの雑用水で相当量を使用している地域もあり、利用者負担が大きくなることが想定される。</p> <p>浜松市には、計画書において統合が計画されていながら実際には完了していない飲料水供給施設が10施設ある。今後は、人口減少、少子高齢化が更に進み、施設の統廃合や休止を検討する場面が想定されるため、地域住民との対話は、ますます重要となり、事業を進めていくうえでは、地域住民と密にコミュニケーションを取りお互い合意納得できるような対話が必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>簡易水道統合計画において統合されていない飲料水供給施設10施設の内、1施設は平成30年度末に統合しました。残る9施設については、飲料水供給施設として運営していくことを確認しております。</p> <p>今後も、施設の統廃合等の検討の際には住民と密にコミュニケーションを取り、お互い納得できるよう進めてまいります。</p>	◎	令和元年度

# No.28

## 監査内容

報告書の頁 89

意見	<p>(キ) 不用になった飲料水供給施設の撤去計画について          旧簡易水道事業への統合や、設備更新などにより不用となった飲料水供給施設、40施設については、所有権を持つ浜松市が撤去・処分を行う必要がある。対応方針では、不要施設の譲渡の場合の条件として、「無償譲渡は〔撤去費用&gt;残存価額〕の施設（無償譲渡することが経済的）」とあるが、残存価額は過去に行った支出であり、埋没原価（意思決定の内容に関わらず回収できないコスト）であるから、譲渡するか否かの意思決定には影響を与えない。よって、撤去費用が1円でも発生するものについては、可能な限り譲渡することを推進することを検討されたい。これにより、将来の撤去費用の一部でも削減できる可能性がある。</p> <p>また、飲料水供給施設の各組合では、少子化、高齢化が進んでおり、今後も給水戸数の減少が見込まれるなか、既に、平成30年3月31日現在で、給水戸数がゼロになっている8施設については、具体的な撤去計画が整理されていない状態である。現状では、19施設を平成34年度までに全て撤去する予定であるが、今後の対応を検討するに当たっては、人的被害や物的被害の危険度を加味し、必要に応じて予算の増額なども検討されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>不用になった飲料水供給施設の撤去計画については、平成31年3月に撤去計画に含まれていなかった8施設を加えた撤去及び譲渡計画に見直し、施設撤去を明確化した上で、計画に基づいた撤去実施を行ってまいります。</p>	○	令和元年度

# No.29

## 監査内容

報告書の頁 90

意見	<p>(ク) 飲料水供給施設に対するアンケートの実施について 平成28年度において、龍山地区の飲料水供給施設を対象に独自のアンケートの実施により、10年後の施設管理体制や水源、ろ過池の清掃等の切迫した現状がアンケートの結果で明確になった。</p> <p>浜松市の中山間地域において人口減少、少子高齢化が進んでいることから他の地区においても同様の状況であることが想定されるため、現状を正確に把握し具体的な施策を検討するうえで全ての飲料水供給施設に対してアンケートを実施することを提案したい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	全飲料水供給施設を対象に、給水人口や戸数、施設状況、管理委託の予定、要望等の状況調査を平成31年3月に実施し、現状を正確に把握するとともに、顕在化した課題に対して具体的施策を検討して行きます。	○	令和元年度



指摘	<p>(ケ) 飲料水供給施設に関するリスク管理について                  飲料水供給施設の水質検査は、年1回又は2回 実施しなければならないが、水質検査が実施されていない施設がある。                  飲料水供給施設は浜松市の施設であり、施設使用貸借契約書により受給者である水道組合が施設の管理及び運営を行うものとされている。しかし、浜松市の施設から供給された水を飲用として使用し健康を害するような状況が発生した場合には、浜松市も責任を問われるリスクがあると考ええる。                  この点について、上下水道部は、水質検査未実施及び水質不適合施設の水道組合に対して、水質検査の実施及び水質改善の指導を行っているが、当該リスクは想定していない。また、天竜上下水道課が飲料水供給施設において事故が発生した場合の取扱について実施すべき事項を「飲料水供給施設管理（緊急時対応）マニュアル」として定めたが、当該リスクへの対応は記載されていない。                  したがって、上下水道部は、現在も実施している水道組合への指導をより一層強化するとともに、当該リスクについて適切な評価を行い、当該リスクへの対応を定めることが必要である。なお、当該リスクへの対応としては、例えば、水質検査及び水質改善が一定期間行われなかった場合には、飲用での使用を禁止し、飲用にはボトル水の販売を行うことなどが考えられる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>飲料水供給施設に関するリスク管理については、平成31年6月開催の水道組合を対象とした水道管理者説明会において、水質検査の実施依頼と水質不適合の対処方法について飲用井戸等を所管している保健所から指導を行うとともに、水質事故時には浜松市が給水停止を行うことができることや同時に応急給水活動することを周知しました。                  その後実施する飲料水供給施設の全ての水質検査の結果については、当課で評価を行い、水道組合へ水質検査結果表を送致するとともに、それぞれの対処方法について、指導を行ってまいります。                  また、「飲料水供給施設維持管理（緊急対応）マニュアル」には、水質事故時の対応として浜松市が給水停止を行うことを追記しました。</p>	◎	令和元年度

# No.31

## 監査内容

報告書の頁 92

意見	<p>(コ) 飲料水供給施設に関する将来的な視点 飲料水供給施設は、地理的条件が厳しく整備費用や維持管理費がかさむことから、水道組合が維持管理を行うことを条件として浜松市が施設整備補助金や維持管理補助金などにより一定の関与を行うことで成り立っている。しかし、適切な維持管理を実施できない水道組合については、制度が想定している運営ができていないと言えない状況であり、特定未普及地域への移行も含め、市民が安全・安心な水を確保するための別手段を検討すべきではないかと考える。</p> <p>一般家庭で使用される水は、飲料用と飲料用以外の生活用水（台所用、風呂・シャワー用、洗濯用、水洗便所用など）に大別されるが、水質が担保された飲料用の水を確保するため浄水器を各家庭の給水栓（じゃ口）に設置する（又は、設置補助事業を行う。）、飲用の水として各家庭にウォーターサーバーを設置する（又は、設置補助事業を行う。）、現在緊急時のみ実施している水の宅配サービスを常時実施するといった支援を検討されたい。</p> <p>また、自立運営が困難となっている水道組合に対して「点のサービス」として上下水道部が実施している支援事業について、市長部局が実施している他の生活サービス（介護、見守り、消防、ゴミ収集など）と同時に「面のサービス」を提供することが地域住民への最良の対応となり得るのではないかと考える。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	飲料水供給施設に関する将来的な視点については、市民が安全・安心な水を確保するための別手段として、各家庭への浄水機の設置や水の宅配サービスの常時実施等の支援を検討しましたが、膨大な費用が必要になり実施が困難と判断し、現在の支援制度を充実させて行くこととしました。	○	令和元年度

# No.32

## 監査内容

報告書の頁 94

指摘	<p>(サ) 遠方監視システムの整備について 遠方監視システムは、浄水場や配水池などの水位、配水量、送水量、原水濁度、残留塩素濃度、ポンプ運転状況等を集中管理し、各施設に異常が発生した際に迅速な対応を行うためのものである。特に旧簡易水道については、上水道に比べ地域が広範囲に点在し、小規模な配水池を有していることから、施設や水質の異常など有事の早期把握が迅速な対応を可能にし、より安定した飲料水の供給を可能になる。また、遠方監視システムを導入することにより、特段の問題がない状況においては現地に赴く必要はなくなり、人件費などのコスト削減が可能になる効率的な運営が可能になる。</p> <p>平成29年度は旧簡易水道が水道事業に統合されたことにより、結果として遠方監視システムの整備が一年間先送りになってしまっており、整備計画を制定するには十分な検討を実施すべきであったといえる。</p> <p>平成30年度から平成33年度の期間に遠方監視システムの投資が計画されており、当該計画とおりの事業運営を実施されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	遠方監視システムの整備については、平成29年度に作成した遠方監視システム整備事業計画に基づき、平成30年度から令和3年度までに未整備の旧簡易水道施設18施設を整備して行きます。	◎	令和元年度

# No.33

## 監査内容

報告書の頁 97

意見	<p>(ア) リスクベースの水質検査の実施について</p> <p>水質検査計画に水源の状況と注意すべき水質項目や水源別に汚染リスクのレベル区分記述があるにも関わらず、水質検査は、各水源に対して法定されている項目を一律に実施しており、水源別のリスクの高低を考慮したうえで、リスクの高い水源に対して検査項目及び頻度を増やすなどの対応は行われていない。</p> <p>水源別にリスクを考慮したうえで、リスクが高いと思われる水源に対しては、より深度のある検査を実施することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
浄水課	<p>現状、給水の水質検査の実施頻度については法の要求する最低頻度及び項目を十分に上回っていることから、その推移において水源に由来する可能性を否定できない変化を見逃すことがないよう技術向上及び知識研鑽を継続していきます。</p> <p>上記観点から、平成29年度に経営統合した旧簡易水道を含め、現在取水している水源において原水そのものの検査頻度等を変更するまでの根拠を伴ったリスクは無いと判断しています。</p> <p>今後水質検査を継続する中で水源に係るリスクが疑われる事例については、水源に対する検査手法及び頻度について検討し対応してまいります。</p>	○	令和元年度

# No.34

## 監査内容

報告書の頁 101

意見	<p>(ア) 配水区域ごとの水需要情報の把握体制について</p> <p>今後、配水区域再編計画を策定する予定である。策定の目的は、水道事業ビジョンに基づき、将来の水需要の減少や老朽化施設の更新需要の増加に対し、配水区域の変更や施設の再配置などの配水区域の再編を行うことで、水運用の効率性を高め、施設更新費用の縮減と維持管理の省力化を図ることであり、配水区域ごとの水運用や稼働施設の現状を把握し、配水区域ごとの水需要（遠州水道からの受水も含む。）を設定したうえで課題抽出を行っていくものである。</p> <p>配水区域ごとの水需要を設定するためには、配水区域ごとの給水人口及び水使用量の情報が必要となるが、現在の料金システム及びマッピングシステムから配水区域ごとの給水人口及び水使用量を把握することは容易ではない。</p> <p>配水区域ごとの給水人口及び水使用量の情報は、配水区域再編計画を策定する際に必要となるばかりではなく、配水区域ごとの収支状況を把握する場合においても必要となる。したがって、料金システム等から、それらの情報を必要な時に容易に把握できるような仕組みを構築することが望まれる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 お客さま サービス課	<p>令和3年度にマッピングシステムと料金システムの情報を共有することにより、顧客マスタに配水区域名の情報を持たせ、配水区域ごとの水使用量を把握することとしました。</p>	○	令和2年度

# No.35

## 監査内容

報告書の頁 102

意見	<p>(イ) 自己水源と遠州水道の受水割合の決定について</p> <p>浜松市の水源には、自己水源である天竜川の表流水と伏流水及び深井戸などから取水する地下水、県受水である遠州水道が存在し、水源確保の考え方は、必要水量を極力自己水源により確保し、不足する分を遠州水道からの受水により確保するというものである。</p> <p>平成26年度以降の5市町における遠州水道からの受水率（基本水量に比した使用水量の割合）の状況を見ると、浜松市及び5市町全体において基本水量と使用水量に乖離が生じている。また、上下水道部は、遠州水道の受水単価（1 m<sup>3</sup>当たり基本料金33円、使用料金11円）と、自己水源の給水原価について、用水供給事業と末端給水事業の費用構成や性質などの違いから、それらの優位性を比較することは妥当でないとしている。</p> <p>しかし、水運用の経済性・効率性を高めるためには、自己水源からの取水と遠州水道からの受水の割合を検討し、遠州水道の受水単価が明らかに不効率な場合には、契約内容の見直しや解除に向けた調整も必要であると考えている。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 上下水道総務課	<p>人口減少による水需要に向け、水運用の効率性、経済性だけでなく、水運用の安全、安定などのバランスを考慮した配水区域再編計画（令和3年度策定）に基づき、令和4年度に水源施設整備計画を策定し、概ね適正な受水量を算定いたしました。</p> <p>今後は、静岡県企業局が静岡県水道施設更新マスタープランで示す、遠州水道の施設に係る更新基準年度（令和14年度）に向け、適正な受水量に基づく基本水量及び受水単価の見直しについて、他の受水市町と連携して静岡県企業局と協議してまいります。</p>	○	令和4年度

# No.36

## 監査内容

報告書の頁 107

意見	<p>(ア) 水道施設の耐震化計画について</p> <p>上下水道部では、基幹管路を除く水道施設についての耐震化計画の策定が行われていない。</p> <p>配水池の耐震化率は高い数値となっているが、浄水施設及びポンプ所の耐震化率は低いままである。地震発生後の断水期間を短縮するためには、浄水施設、ポンプ所、配水池及び管路それぞれについて着実に耐震化を進める必要がある。また、耐震化と同時に、単一の水源により配水を行っている配水区域への災害時の給水体制も検討する必要がある。</p> <p>したがって、前述の配水区域の再編を考慮した水道施設の耐震化計画を作成することが望まれる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>令和3年度に、配水区域の再編を考慮した施設耐震化計画を策定しました。</p>	○	令和3年度

# No.37

## 監査内容

報告書の頁 107

指摘	<p>(イ) 基幹管路の耐震化工事の順序について</p> <p>基幹管路の耐震適合率を平成36年度までに100%にすることを目標に掲げ、基幹管路の耐震化工事を実施し、給水確保への影響を最小限に止める施策を講じている。耐震化工事は計画どおり実施されているが、多くの市民の給水を確保するためには、断水による影響が大きい地域の基幹管路から工事を進めていく必要がある。しかし、平成29年度時点における最優先整備管路に指定している5幹線の工事進捗率は低い状況にある。</p> <p>現在、工事業者への発注を平準化することで、安定的かつ計画的な工事の取組を実施しているため入札不調は改善され、大口径の配管技術をもつ工事業者の確保はできているが、今後は他市でも布設工事と比べると工事スピードの速い継手補強での耐震化工事が増えていく可能性を考慮すると、メーカーからの部材確保が困難となるリスク、納期が大幅に遅れるリスク等が考えられる。</p> <p>そのため、今後は、市民生活への影響を考慮し、市民への積極的な説明により、市民の理解及び協力を得ながら、年度ごとの具体的な計画を整備する必要があり、計画実現に向けた取組を実施することを検討されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>浜松市水道事業ビジョンに基づき、事業完了に向けた年度ごとの実現可能な整備計画を策定しました。</p> <p>今後も工事実績や平準化を考慮し、随時更新してまいります。</p>	◎	令和3年度

# No.38

## 監査内容

報告書の頁 111

意見	<p>(ア) 水循環計画の策定について</p> <p>平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、同法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「水循環基本計画」が閣議決定され、流域マネジメントを地域が主体となって推進していくために、流域単位を基準として「流域水循環計画」の策定を推進することが要請されている。</p> <p>浜松市においては、現状、「流域水循環計画」の策定予定はないとのことだが、浜松市は多くの水源を要し、かつ海に面する自治体である。水循環には森林や治水といった水資源の保全、上下水、農工水といった水資源の利用、水質管理といった環境の様々な面があることから、流域水循環計画の策定には市の複数の所管部署が関わるだけでなく、国の地方支局や事業者、住民を含めた取組が必要であり、中長期にわたる可能性があるものの、水資源が果たす役割の重要性を鑑み、浜松市の全庁を挙げて水循環計画の策定に取り組む必要があると考える。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 上下水道総務課 浄水課 下水道工事課	<p>多くの水源、広大な面積の森林を擁し、海にも面している浜松市の地理的特徴を踏まえ、令和6年度までの計画期間である「浜松市水道事業ビジョン」、「浜松市下水道ビジョン」及び「第2次浜松市環境基本計画」の令和7年度からの次期計画に、健全な水循環の維持・回復に向けた取組を盛り込み、流域水循環計画として位置付けられるように策定してまいります。</p>	○	令和4年度

# No.39

## 監査内容

報告書の頁 111

意見	<p>(イ) 地下水マネジメントについて</p> <p>現在、浜松市の給水区域において、地下水利用の事業者が増加している。大口利用者が地下水を利用することにより、水道事業について給水収益の減少や混合給水による問題等の影響が生じることとなる。</p> <p>浜松市には、地下水障害の防止を目的として、県条例に基づく「西遠地域地下水利用対策協議会」が存在しているが、今後は「地下水マネジメントの合意形成の進め方」が求めている、他の流域自治体を含めた流域全体における地下水管理の在り方について検討を可能とする、地域住民、取組団体事業者等の地下水関係者が参加する地下水協議会を設置し、持続可能な地下水の保全と利用を段階的に実施するよう努めるべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>地下水利用の事業者の増加傾向は、ここ数年は沈静化してきていますが、大口利用者の地下水への転換は水道事業経営に大きな影響を及ぼすことから、全国的にも課題になっています。</p> <p>こうしたなか、本市においては、西遠地域地下水利用対策協議会が設置され多くの地下水関係者が参画しているため、新たな組織を設置するのではなく、当該協議会を活用しながら、持続可能な地下水の保全と利用を進めていきます。</p>	—	令和元年度

# No.40

## 監査内容

報告書の頁 117

意見	<p>(ア) 貯蔵品の実在性を確認するための実地たな卸について</p> <p>上下水道部では、毎事業年度末付近で実地たな卸を行い、常備すべき資機材等が確保されているか確認を行っている。しかし、年に1度、浜松市水道事業会計決算書を開示し、決算書の貯蔵品には事業年度末の金額が計上されることを考慮すると、事業年度末に実地たな卸を実施すべきものと考えられる。実地たな卸実施日以降の入庫の数量と出庫の数量を正確に把握していれば、現状の上下水道部の方法でも問題ないと考えられるが、日々の入庫数量と出庫数量の多い貯蔵品については、入庫数量と出庫数量のシステム登録を誤るリスクが高まると考えられる。</p> <p>そのため、少なくとも日々の入庫数量と出庫数量の多い貯蔵品については、事業年度末に実地たな卸を実施することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>貯蔵品の実在性を確認するため、事業年度末（平成30年度末営業日）に実地たな卸を実施しました。今後も事業年度末に実施してまいります。</p>	○	令和元年度

# No.41

## 監査内容

報告書の頁 117

指摘	<p>(イ) 出庫した貯蔵品の返納処理について</p> <p>会計規程には、使用する目的等により出庫したが、使用しなかった貯蔵品については、返納処理を行うことが定められているが、出庫品に残品が生じた場合の上下水道部の取扱は、返納処理を行わずに、出庫処理をしたままの状態である。ここで問題となるのが、開示される決算書の貸借対照表の貯蔵品金額が過少に計上されることである。出庫品に残品が生じた場合、会計規程どおりに返納処理を行えば、貯蔵品として計上されるが、上下水道部では返納処理を行っていないため、貯蔵品として計上されないこととなる。その結果、貸借対照表の貯蔵品が過少に計上される。</p> <p>特に事業年度末をまたぐ場合には、貯蔵品の過少計上の問題が起こるため、例えすぐに使用する残品であったとしても、会計規程に準拠して、返納処理をすべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	令和4年度から、定期的な出庫品の点検により残品が生じている場合には返納処理を行うこととしました。	◎	令和4年度

# No.42

## 監査内容

報告書の頁 118

指摘	<p>(ウ) 貯蔵品の実地たな卸によるたな卸減耗の会計処理について</p> <p>貯蔵品は、水道工事課、北部上下水道課、天竜上下水道課で保管管理しているが、それぞれの課において、たな卸減耗の会計処理が異なっている。具体的には、水道工事課では、貯蔵品元帳の残高数量と実地たな卸の数量の差をたな卸資産減耗費として会計処理している。一方、北部上下水道課と天竜上下水道課では、貯蔵品元帳の残高数量を把握しているものの、毎事業年度末に貯蔵品元帳の残高数量と実地たな卸の数量との差を貯蔵品システムに入出庫登録をすることにより、実地たな卸の数量に合致させている。そのため、たな卸資産減耗費として会計処理されていない。</p> <p>このように、水道工事課と北部上下水道課及び天竜上下水道課との会計処理が異なるのは、市町村合併前の旧市町村の会計処理をそのまま踏襲しているためである。現在は同一の市であり、水道工事課と北部上下水道課及び天竜上下水道課との会計処理が異なることは適切ではない。</p> <p>また、貯蔵品元帳の残高数量と実地たな卸の数量との差であるたな卸減耗を把握することは、適切な資産管理の観点からも重要であると考えられるため、北部上下水道課と天竜上下水道課で行っている会計処理を水道工事課で行っている会計処理に統一する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 北部上下水道課 天竜上下水道課	令和2年度から、北部上下水道課及び天竜上下水道課においても、水道工事課と同様に、貯蔵品元帳の残高と実地たな卸の数量との差をたな卸資産減耗費として会計処理を行うよう、改めました。	◎	令和2年度

# No.43

## 監査内容

報告書の頁 119

指摘	<p>(エ) メーター以外の貯蔵品の出庫・購入業務の分掌について メーター以外の貯蔵品の出庫・購入業務は、会計規程のとおり、担当課と上下水道総務課とで業務を分担させ、同一人物が業務を実施しないように牽制を働かせる仕組みとなっている。しかし、実務上は、出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者が同一人物であり、当該担当者は担当課と上下水道総務課を兼任している。</p> <p>出庫・購入業務の各段階で、上長の承認を必要とすることで、一定の牽制機能を働かせているが、出庫請求若しくは購入の準備要求の業務と伝票処理の業務を同一の担当者に行わせている現状の運用は、リスク管理の点からも、また、会計規程に準拠した運用となっていない点からも望ましいとはいえない。</p> <p>そのため、上記の貯蔵品の出庫・購入業務の分掌のとおり、出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者を別々にするよう改善すべきである。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	浜松市上下水道部会計規程に基づく運用となるよう出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者を別々にし、リスク管理を図りました。	◎	令和元年度

# No.44

## 監査内容

報告書の頁 120

意見	<p>(オ) 貯蔵品の適正水準について 貯蔵品は災害時の対応等のために必要な水準の数量を確保しなければならないが、一方で、過剰な貯蔵品の保管は、使用期限切れ等の陳腐化のリスクやたな卸減耗等の消失のリスクが存在する。そのため、災害時の対応等のために必要な水準の貯蔵品量を確保しつつ、過剰には持たないようにすべきである。</p> <p>上下水道部では、過剰な貯蔵品の処分はしているものの、平成29年度において半数程度の貯蔵品が使用されていない事実と他市よりも貯蔵品回転率が低い事実を鑑みて、不必要な貯蔵品を保管しないことと災害時に必要な貯蔵品を確保することのバランスを考慮して、上下水道部としての貯蔵品の適正水準を定めて、貯蔵品の発注及び管理を実施されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	令和2年6月に災害時に必要な貯蔵品量を考慮した「貯蔵品（材料）の除却及び修理基準」を定め、貯蔵品の発注及び管理の適正化を図りました。	○	令和2年度



# No.45

## 監査内容

指摘	<p>(カ) 過剰在庫の会計処理について</p> <p>貯蔵品の評価について、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解では貯蔵品の時価が帳簿価額よりも下落した場合には、収益性の低下を反映するべく帳簿価額を時価まで切り下げる処理を求めている。平成29年度において、旧型化して使用頻度が減少している貯蔵品を過剰在庫として、1,970万円処分対象としているが、平成29年度の決算書では、たな卸資産減耗費として費用計上している金額は4,797,263円のみであり、1,970万円全額を費用計上していない。これは、1,970万円の費用を平準化するために、平成29年度から平成32年度の4年間にわたり、毎事業年度500万円ずつをたな卸資産減耗費として費用計上する予定であるとのことであったが、本来であれば、平成29年度に1,970万円全額をたな卸資産減耗費として費用計上する必要がある。</p> <p>そのため、処分対象とした1,970万円から平成29年度にたな卸資産減耗費として費用計上した4,797,263円を控除した残額を平成30年度において、費用計上することを検討されたい。</p> <p>また、平成30年度以降も平成29年度と同様に、毎事業年度継続して、収益性が低下している貯蔵品を処分する等の対応を図ることを検討されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>たな卸資産減耗費残額 14,902,737円を全額、たな卸資産減耗費として費用計上し、過剰在庫の会計処理について適切な整理を行いました。</p> <p>また、今後は、毎事業年度、収益性が低下していると判断した貯蔵品については、当該年度のたな卸資産減耗費として費用計上することとしました。</p>	◎	令和元年度

指摘	<p>(ア) 現物管理について</p> <p>原則として、新設・再開・故障取替の場合は新品メーターを取り付け、検定満期取替の場合は修理品・下取品を取り付けることとなっていたが、過去において新品メーターの払出が遅れ滞留化した経緯もあり、現在は、新品と修理品・下取品を区別することなく現物を保管している。</p> <p>しかし、新品メーターは貯蔵品に計上され、修理品・下取品は固定資産に計上されることから、今後は、次のような方法により適切な現物管理ができるような仕組みを構築する必要がある。</p> <p>① 受入時</p> <p>この時点では、納品された水道メーターが新品であるか、修理品・下取品であるかを容易に判別することができるため、新品メーターと修理品・下取品メーターの倉庫の保管場所を明確に区分する若しくは目印を付す。</p> <p>② 払出時</p> <p>倉庫からメーターを出庫する際に使用する払出庫出請求書に、新品メーターの払出数量と修理品・下取品メーターの払出数量を区分して記載する。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	<p>令和2年3月作成の「新品水道メーター取扱手順」に基づき、新品メーターに目印を付けることで、修理品・下取品メーターとの区別を明確化して現物保管することとしました。</p> <p>また、払出庫出請求書に新品メーターと修理品・下取品メーターの払出数量を区分して記載する管理体制を構築し、適切な現物管理を行うこととしました。</p>	◎	令和元年度

# No.47

## 監査内容

指摘	<p>(イ) 水道メーターの払出処理について</p> <p>新品メーターは貯蔵品に計上されているため、出庫した場合には貯蔵品受払システムの払出処理を行う必要がある。一方、修理品メーター及び下取品メーターは固定資産に計上されているため、出庫した場合でも貯蔵品受払システムの払出処理は行わない。</p> <p>現在、貯蔵品受払システムへ入力する払出数量は、新品メーターのみの出庫数量を集計したものではなく、お客さまサービス課で出力される月次のメーター異動個数集計表における取付数量と引揚数量の差を口径別に集計した数量である。しかし、取付数量には修理品メーター及び下取品メーターの取付数量も含まれ、また、引揚数量は新品メーター出庫とは無関係であることから、貯蔵品受払システムへ入力する新品メーターの払出数は適切ではない。</p> <p>したがって、今後は、倉庫からメーターを出庫する際に使用する払出庫出請求書に、新品メーターの払出数量と修理品・下取品メーターの払出数量を区分して記載するようにしたうえで、新品メーターの当該払出数量を貯蔵品受払システムへ入力する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	令和2年3月作成の「新品水道メーター取扱手順」に基づき、新品メーターと修理品・下取品メーターについて、払出庫出請求書による払出数量を区分して記載したうえで、新品メーターの出庫数量を貯蔵品受払システムへ入力することにより、適切な現物管理を行うこととしました。	◎	令和元年度

# No.48

## 監査内容

報告書の頁 127

指摘	<p>(ウ) 水道メーターの実地たな卸について          上下水道部会計規程によれば、毎事業年度ごとに年1回以上貯蔵品在庫についての          実地たな卸を実施することとされている。          しかし、貯蔵品に計上されている新品メーターと固定資産に計上されている修理          品・下取品メーターを区分した現物管理をしていないことから、新品メーターの          実際の在庫数量をカウントすることはできないため、実地たな卸結果として帳簿数量          と同数を報告しており、実地たな卸を実施しているとは言えない。          したがって、今後は、新品メーターと修理品・下取品メーターの倉庫の保管場所          を明確に区分する若しくは目印を付すようにしたうえで、新品メーターの年度末に          おける実際の在庫数量をカウントする必要がある。なお、現物管理及び貯蔵品受払          システムの受払処理を適切に実施できる体制となった場合には、年度末前にカウ          ントすることも許容されると考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	令和2年3月作成の「新品水道メーター取扱手順」に基づき、新品メーターに目印を付け、修理品・下取品メーターと区別して保管した上、年度末に実際の在庫数量をカウントする方法による実施たな卸を実施することとしました。	◎	令和元年度

# No.49

## 監査内容

報告書の頁 128

指摘	<p>(エ) 水道メーターの滞留について          水道メーターは、口径13mm、20mm及び125mm以外は、回転期間が1年以上であ          り、1年間使用されないと想定されるメーターを保管している。          したがって、水道メーターの適正保管数量を定め、保管数量が適正保管          数量を上回っている場合には、新品メーターを購入しない、また、引揚メーターを          処分するなどの対応が望まれる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	令和2年6月に、過去の購入実績や入出庫の実績を踏まえ、口径ごとに「貯蔵品（新品メーター）常時在庫数量表」を定め、水道メーターの適正な数量管理を行うこととしました。	◎	令和2年度

# No.50

## 監査内容

報告書の頁 129

指摘	<p>(オ) 水道メーターの取替法の見直しに関する検討</p> <p>上下水道部においては、多くの事業者と同様に、水道メーターの簡便的な取替法を採用しているが、滞留していると考えられる水道メーターが存在していることから、定期的に入れ替わることを前提とした簡便的な取替法は、適切ではない可能性がある。また、他市で実証検証が実施されているスマートメーターは、検針業務が不要で設置後には遠隔による検針と通信システムでの個別管理及び総合的な集約された一体管理が可能で、現行のメーターの機能から著しい変化が発生した場合に該当する可能性が高いことから、同一機能のメーターの取替交換を前提とした簡便的な取替法は適切ではなくなる可能性もある。</p> <p>したがって、簡便的な取替法による会計処理の継続について検討する必要がある。なお、滞留している可能性が高い一定以上の口径についてのみ変更することも考えられる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	<p>現行メーターについては、令和2年度から口径ごとに適正保管数量を定めて管理したことで、水道メーターの滞留がなくなったことから、取替法で適切に管理しています。</p> <p>スマートメーターについては、現在30事業者の共同研究会に参加し、導入を検討しているところであり、本市におけるスマートメーターの実用化に合わせて適切な償却方法を検討することとしました。</p>	◎	令和4年度

# No.51

## 監査内容

報告書の頁 129

意見	<p>(カ) 固定資産台帳と水道料金調定システムにおけるメーター台数の不一致について</p> <p>固定資産台帳に計上しているメーター台数と水道料金調定システム件数のメーター設置数とが大きく不一致となっていたため、あるべき台数への調整計算を実施しているが、事業年度末現在（平成30年3月31日）においても、なお大きな差異が生じている。</p> <p>これは、メーターの受払記録の結果として計上される固定資産台帳のメーター数と検針対象となる水道料金調定システムのメーター数との照合を実施していないためである。</p> <p>したがって、今後は、固定資産台帳と水道料金調定システムのメーター数を照合し、差異がある場合には、その原因を調査したうえで一致させる必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課 お客さま サービス課	<p>固定資産台帳と水道料金調定システムにおけるメーター台数については、令和2年度末時点で照合を実施し、不一致を解消いたしました。</p> <p>今後も事業年度末ごとに差異が生じた場合は、その原因調査を実施してまいります。</p>	○	令和2年度

# No.52

## 監査内容

報告書の頁 130

指摘	<p>(キ) 勘定科目の未振替について          固定資産台帳と水道料金調定システムのメーター数の差異原因の調査として、簡易水道からの引継資産の種類別金額を検証した結果、その他量水器（取得価額118,815千円、帳簿価額51,097千円）について、メーターにもかかわらず取替法による50%を超えて減価償却額を実施していることが判明した。          その内容を確認したところ、水道料金の調定を実施する水道メーターではなく、機械装置等の機器に設置した計量器とのことであった。          したがって、この計量器は、メーター勘定には該当しないため、機械装置又は器具備品等に勘定科目の振替を実施する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	機械装置等の機器に設置した計量器については、平成30年度末にメーターから機械及び装置へ勘定科目を修正しました。	◎	令和元年度

# No.53

## 監査内容

報告書の頁 130

指摘	<p>(ク) 会計処理方法の明確化について          固定資産台帳における1個当たりのメーター口径別の取得価額評価額と現在の貯蔵品単価との間に大きな差異が発生していた。また、取得年度ごとの1個当たりのメーター口径別取得金額の推移を調査した結果、1997年度前後で大きく変動し2分の1以下になっていた。この理由としては、建設改良費に含まれる総係費等の間接費を工事費だけでなくメーター購入費に対しても配賦していた若しくはメーター修理費又は取替費をメーター購入費に算入していたかのいずれかであると考えられるが、いずれの場合も会計処理方法を変更したことになる。          今後は、現行の会計処理について文書化するとともに、経済環境等の変化がある場合など正当な理由がある場合を除き、会計処理方法を継続することが必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	現行の会計処理方法を文書化するため、平成31年2月に「水道事業における有形固定資産に関する事項の取扱いについて」を作成しました。 今後、当該文書に基づいて会計処理を実施してまいります。	◎	令和元年度

# No.54

## 監査内容

報告書の頁 133

指摘	<p>(ア) 計算に使用する前期末要支給額の誤り          決算時に使用した「当期末要支給額」を、翌年度の「前期末要支給額」に転記すべきところ、両数値が一致していない。差異の要因は、各年の4月1日を基準日として「前期末要支給額」を計算し直していることによる。          会計上の「引当金繰入額」は、前期末の引当金の計算根拠となった3月31日時点の要支給額と、当期末時点での要支給額の差額を基に計算されるべきものであるため、この点が誤りとなっている。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	「浜松市上下水道部退職給付引当金取扱要領」を令和元年10月1日付で改正し、令和元年度より退職給付引当金の計算に使用する「前期末要支給額」の算出について、3月31日時点の要支給額を基に計算することにしました。	◎	令和元年度

# No.55

## 監査内容

報告書の頁 134

指摘	<p>(イ) 会計基準移行時差異の償却額の誤り          会計方針においては、「会計基準変更時の差異は、平成26年から9年間にわたり、均等額を費用処理する」旨の記載がある。これに基づけば、平成26年度以降、每期109,739千円(985,089千円÷9年)が償却されるべきところ、実際の計算結果においては、各年度の「移行時差異償却額」は均等額となっていない。          会計基準変更時の差異は会計基準の移行時に金額が確定しているものであり、会計方針に記載のとおり、每期均等額を費用処理すべきである。一方、それ以降に発生した差異は、当該期の人事異動・退職金要支給額の変動等により発生するものであるから、発生年度に全額を費用処理すべきである。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	「浜松市上下水道部退職給付引当金取扱要領」を令和元年10月1日付で改正し、令和元年度より会計基準変更時の差異について、每期均等額を費用処理するようにしました。また、当該期の人事異動・退職金要支給額の変動等により発生する差異についても、当該期に処理するようにしました。	◎	令和元年度

意見	<p>(ウ) 他会計との退職金支払額の精算について</p> <p>退職金は、元々給料賃金の後払いの性格であり、勤続期間に応じて徐々に発生していると考えられるため、各職員の各会計単位における実績勤続期間に応じて支払額を按分し適切に負担することが原則として必要である。平成29年度までの過去3年間の退職者について、各会計単位での勤務実績に応じた退職金の精算を行った場合、水道会計が負担した退職金額と、水道会計への勤務期間に応じた退職金額とは、年度によって大きな差があった。今後、PFIなどの施策を実施するに当たり、会計間でのより正確な費用負担の算定が求められる状況でもある。</p> <p>したがって、今後各会計間における退職金の負担額をどのように精算するのが適切か、検討されたい。なお、この論点に関しては、他の公営企業会計との公平性も担保するため、浜松市全体としての議論が必要となる点、留意されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>各職員の退職金支払額を、各会計単位における実績勤続期間に応じて按分し負担することとする場合、水道会計のみでなく、他会計においても、水道会計から他会計に異動した職員の水道会計における勤務期間を踏まえた退職金支払額の計算が必要となり、対象となる職員は相当数になるため、計算に係る事務作業は膨大となります。</p> <p>しかし、毎年度の人事異動に伴い、各会計間で相当数の職員の行き来が生じていることから、長いスパンで捉えた場合、退職金支払額は、実績勤続期間により按分した額との間で大きな差を生じているものではないと判断しました。</p> <p>このことから、このための事務作業をすることの費用対効果としては限定的であると判断し、他会計との協議のうえ、現行の方法を継続することとしました。</p>	○	令和4年度



# No.57

## 監査内容

報告書の頁 137

意見	<p>(ア) 賞与引当金の算出について 賞与引当金の算定に関しては、①支給対象人数、②各人の給料が見積りに使用する主な係数となる。</p> <p>今後上下水道部の人員は減少していく可能性が高いことを鑑みると、現状の方法では定年退職者が集計対象に含まれているため、引当金が支給実績よりも過多になる可能性が高いと考える。</p> <p>したがって、下記のとおりに見積り方法を変更することで、賞与引当金の算定をより精緻に行うことを検討されたい。</p> <p>①対象者：4月1日時点の在職者を対象とする。また、賞与支給見込み額の2/3を引当金として計上するのが適切であると考え。</p> <p>②各人の給料：賞与支給時のベースとなる4月時点の給与を使用する。</p> <p>③勤勉支給率：直近の賞与の支給時の結果を使用する。ただし、4月1日付け異動者については前回の結果がないため、基準値である0.875を使用する。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	平成31年3月31日に浜松市上下水道部賞与引当金取扱要領を見直し、賞与引当金の算出方法については、賞与引当金が支給実績よりも過多になる可能性が高い現状の算出方法からより精緻な見積り方法に変更しました。	○	令和元年度

# No.58

## 監査内容

報告書の頁 139

指摘	<p>(ア) 不納欠損の実績の検討について 「貸倒引当金の債権区分に係る基本的な考え方について」では、引当率の妥当性を検証するために、「毎年度末に不納欠損の実績表を作成し、平均欠損率の大幅な増減がないことを確認すること」とされている。</p> <p>この点、不納欠損の実績表は作成されていたものの、一般債権の貸倒引当金繰入率を算定することを主目的として作成されており、欠損率の分析やその増減に合わせた引当率の妥当性の検証までは行われていない。</p> <p>よって、今後は、定期的な不納欠損の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証することを検討されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	平成30年度の決算調製の中で債権発生年度毎に不納欠損率の検証を行い、引当率の妥当性を検証しました。 今後も決算調製の中で不納欠損率の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証します。	◎	令和元年度

# No.59

## 監査内容

報告書の頁 139

指摘	<p>(イ) 貸倒懸念債権に使用する引当率について          現状、貸倒懸念債権に対しては、50%を引当率として貸倒引当金を計上している。この引当率は、地方公営企業会計基準が改正になったことを契機に、平成25年11月、過去の欠損の実績から決定したものである。しかし、平成25年に発生した貸倒懸念債権に区分された債権が、その後平成29年3月末までに回収できた割合は、10%台しかない。残りは平成30年3月末までに貸し倒れたか、未回収となっている。</p> <p>以上より、貸倒懸念債権に対する現状の貸倒引当金の引当率については、引き上げを検討されたい。また、一度設定した引当率については、継続的にその妥当性を検討されたい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	<p>貸倒懸念債権に区分した残高を債権回収期間に当たる債権発生後の推移について、平成30年度の決算調製の中で調定年度毎の債権で検証した結果、貸倒懸念債権に使用する引当率を債権の経過年度毎に70~90%へ引き上げました。</p> <p>今後も決算調製の中で不納欠損率の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証します。</p>	◎	令和元年度

# No.60

## 監査内容

報告書の頁 140

指摘	<p>(ウ) 一般債権の貸倒実績率算定の分子に用いる不納欠損額について          現状の計算方法では、各年度中の不納欠損額から、「破産による不納欠損額」を差し引いたうえで、毎年の貸倒実績率を算出している。</p> <p>しかし、不納欠損（回収不可能になった債権）という点では、破産による不納欠損もその他の理由による不納欠損も区別はない。また、破産も全債権に対して一定の割合で起こりうる。</p> <p>したがって、破産による不納欠損も貸倒実績率の算出に基本的には織り込むべきであると考え。ただし、明らかにイレギュラーな不納欠損であり、実績率算定に織り込むことで不納欠損割合がゆがめられてしまうような場合に限り、これを除外することも検討する。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	<p>平成30年度の決算調製から、各年度中の不納欠損額から破産による不納欠損額を除外せず、貸倒実績率を算出することとしました。</p>	◎	令和元年度

# No.61

## 監査内容

報告書の頁 140

意見	<p>(エ) 一般債権の貸倒実績率算定の分子と分母の期間対応について 現状の計算方法では、毎期の期中の不納欠損額を分子（例えば平成28年度では4,771千円）、当該期の期末の債権額を分母（例えば平成28年度末の594,656千円）として、貸倒実績率を算定している。</p> <p>しかし、期末の債権額は翌期以降に貸し倒れることから、翌期以降の期中の不納欠損額を分子とし、当該期の前期末の債権額を分母とするほうが、より適切である。また、分子となる「翌期以降の期中の不納欠損額」を算出する期間は、通常、債権の回収期間とされる（参考：金融商品実務指針110項）。水道会計では、発生から3年後まで未回収となっている債権を「破産更生債権」と区分していることから、通常の回収期間を3年程度と想定していると考えられる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
お客さまサービス課	貸倒実績率については、平成30年度の決算調製から、翌期以降の期中の不納欠損額を分子とし、債権発生年度末の債権額を分母とすることとしました。	○	令和元年度

# No.62

## 監査内容

報告書の頁 143

意見	<p>(ア) 水の流れを意識した固定資産管理について 水道事業における固定資産等の管理及び分析に当たっては、水道事業の全体像を理解しつつ、最低限事業者における固定資産管理として、どのような情報を保持、入手して、財務及び非財務情報並びに管理分析指標を作成するかを検討する必要がある。その際には、水道の流れ（取水、導水、浄化、送水、配水、配水管、家庭）に対して、標準的に必要とされる主要設備（取水、処理、貯水、検針、電気）、管路設備（導水、送水、配水）及び送水設備（ポンプ等）を明確にしたうえで、それぞれの設備能力、経過年数、設備間の管路によるFromToのルートを明確にすることが求められており、これにより、固定資産の現物と固定資産台帳・備品台帳及び会計帳簿との一貫した整合性を図ることが可能と考えられる。</p> <p>なお、配水区域の明確化のためにも水質の観点から浄水場系統を意識しつつ、マッピングシステムにおいて取水から配水池までのルートを起点としての把握が求められる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	固定資産管理については、単一の固定資産の属性データとして、「原価部門」として整理している5つの部門（取水、導水、浄水、送水、配給水）のいずれかを必須項目として固定資産台帳へ入力することにより、水道事業の全体像を踏まえた水道の流れに沿う管理を行うこととしました。	○	令和元年度

# No.63

## 監査内容

報告書の頁 143

意見	<p>(イ) 管路のマッピングシステムへの登録時期について</p> <p>マッピングシステムとは、浜松市が保有する管路等の保有状況を地図上で把握できるWebシステムである。マッピングシステムの有効活用は、市民にとっても上下水道部にとっても、メリットは大きいと考えられる。</p> <p>マッピングシステムへの管路データの登録は、専門知識を必要とするため、上下水道部と委託関係にある業者が登録しているが、現状では、業者がマッピングシステムへ管路データの登録を完了する契約内容が工事を行った事業年度の翌事業年度末となっている。</p> <p>そのため、マッピングシステムへの登録完了時期を早める契約内容へ見直しを検討し、管路をタイムリーにマッピングシステムへ反映されたい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>管路のマッピングシステムの登録については、令和元年度は、前年度工事及び当該年度の2箇年分のデータを登録することとしました。令和2年度以降は、システムへの登録完了時期を早めるよう契約内容を見直していきます。</p>	○	令和元年度

# No.64

## 監査内容

報告書の頁 144

意見	<p>(ウ) マッピングシステムを補助簿とする固定資産台帳登録について</p> <p>現状では、固定資産台帳とマッピングシステムでとでは登録方法が異なることから、固定資産台帳の管路をマッピングシステムで特定することは困難である。</p> <p>したがって、今後は、固定資産台帳とマッピングシステムの両者に共通の情報を登録することにより、固定資産台帳の補助簿としてマッピングシステムを有効活用できるようにする方法を検討する必要がある。具体的には、マッピングシステムに情報として有している工事番号と工事名称を固定資産台帳に登録する方法が考えられる。なお、マッピングシステムは管路の位置情報であることから、正確な距離情報は、固定資産台帳に登録する必要がある。</p> <p>また、現在は、50mm未満の配水管は固定資産台帳に登録していないが、補助簿であるマッピングシステムには登録されていることから、固定資産台帳にも登録することが望まれる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>固定資産台帳の補助簿としてマッピングシステムを有効活用するため、平成30年度の取得資産（50mm未満の配水管を含みます。）から、マッピングシステムの情報として有している完成図整理番号（マイクロ番号）と工事名称等を固定資産台帳の管路へ登録しました。</p>	○	令和元年度

## No.65

### 監査内容

報告書の頁 144

指摘	<p>(エ) 管路の取得価額の算出方法について          管路の取得価額の算出に当たっては、拡張費及び改良費のうち、管路の工事に直接紐付けできる工事請負費は直接の費用として各管路に直課させ、職員の人件費等のように管路の工事に直接紐付けできない費用は間接の費用として按分比率を用いて配賦するべきである。</p> <p>しかし、現状の取得価額の算出方法は、直課させるべき工事請負費を人件費等の費用と同様に配賦計算しているため、本来負担すべき金額が負担されていない若しくは本来負担すべきでない金額が負担されているという問題が生じる。</p> <p>このため、現状のように拡張費及び改良費の全額を配賦計算する算出方法は適切ではなく、拡張費及び改良費を管路の工事に直接紐付けできる直接の費用と直接紐付けできない間接の費用とに区分して、直接の費用は各管路に直課させ、間接の費用は按分比率を用いて配賦するべきである。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>管路の取得価額の算出については、平成30年度の取得資産から、拡張費及び改良費を管路の工事に直接紐付けできる直接の費用と直接紐付けできない間接の費用とに区分して、直接の費用は各管路へ直下し、間接の費用は案分比率を用いて配賦する方法へ変更しました。</p>	◎	令和元年度

## No.66

### 監査内容

報告書の頁 145

指摘	<p>(オ) 管路の除却の会計処理について          マッピングシステムへの不要管のステータス登録は各課の担当職員が登録するが、不要管の捉え方は担当職員によって様々であり、現時点で未使用であれば、将来的に使用見込のある管路も不要管と入力している可能性がある。</p> <p>そこで、今後は、上下水道部としての不要管の定義を明らかにしたうえで、マッピングシステムに不要管として登録されている管路のうち、将来的に使用見込のない管路を洗い出す調査を実施し、使用見込のないことが分かった時点で速やかに除却処理されたい。</p> <p>なお、平成30年度において、平成29年度以前に使用見込のないものと判断された管路については、平成30年度の決算で、特別損失の過年度損益修正損として除却処理することを検討されたい。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 上下水道総務課 北部上下水道課 天竜上下水道課	<p>不要管の定義を明確にした上、マッピングシステムに登録されていた管路について、使用見込みのある管路は配水管として登録し、今後使用見込みのない管路は残置管として登録するとともに除却処理をしました。</p> <p>なお、平成29年度以前に使用見込みのないものと判断された管についても、平成30年度決算で特別損失の過年度損益修正損として除却処理をしました。</p>	◎	令和元年度

指摘	<p>(カ) 固定資産台帳の整備について 現状の固定資産管理システムの記載項目を以下の点を改善すべきと考える。</p> <p>① 個別の資産の特定ができるようにする 現状の固定資産台帳の記載項目では、個別の現物資産の特定につながる情報が十分ではなく、記載内容も統一性がない。このため、備品は固定資産番号を付したシールを貼る、管路はマッピングシステムとの紐づけを行う、また、施設・場所の入力を行うなどの方法により、個別の資産の特定が容易に行えるようにすべきである。</p> <p>② 施設・場所ごとのグルーピングを行えるようにする 現状の記載項目では、施設・配水区・場所・旧簡易水道といった単位でグルーピングをするための情報がない。現状のままでは、資産の老朽化により更新・除却等を行っても、その情報を正確に反映することができない。したがって、必要な単位でグルーピングができるよう、固定資産台帳を整備すべきである。旧簡易水道については、旧簡易水道ごとの収益性の判定を行う必要性がある点も鑑み、統合時の資料から、旧簡易水道名を固定資産台帳の項目に反映させるべきである。</p> <p>③ 複数の記載項目の中で、不整合が発生しないようにする システム上、不整合が生じる項目をリストに表示させないことで、選択ができないようにするなどの対策を取ることで、登録ミスを事前に防ぐことが望ましい。また、入り口の時点（取得時点）で適切な整備をしておかないと、その後に修正をすることが大変難しくなるため、固定資産の管理マニュアル等を整備されたい。</p> <p>④ 管路設置用取得土地の固定資産台帳未登録について 固定資産台帳に未登録の管路設置用土地が存在するため、土地の資産管理上、固定資産台帳に備忘価格等の登録しておくことが必要である。また、対外的な土地面積等の公表においても前年度から継続して取得売却の増減を加味した算定後の面積を算定しているため、公表値と登記簿上の面積も乖離している状況と考えられることから、管路総延長を固定資産台帳数値から集計把握するのと同様に、土地面積の公表数値に関しては固定資産台帳面積との整合性を図ることが必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>① 平成30年度の取得資産から、マッピングシステム情報として有している完成図整理番号（マイクロ番号）と工事名称等を固定資産台帳の管路に登録しました。また、備品等は固定資産番号を付したシールの貼付を引き続き行ってまいります。</p> <p>② 固定資産台帳に施設、場所を入力するとともに、令和元年度に旧簡易水道名を固定資産台帳の項目に反映し、グルーピングを行いました。</p> <p>③ 登録ミス等による固定資産台帳記載項目の不整合を防止するため、平成31年2月に有形固定資産に関する事項の取扱い指針を作成し部内周知を図りました。</p> <p>④ 固定資産台帳に未登録の土地について、平成30年度に備忘価額での登録をしました。また、土地の面積については、固定資産台帳と登記簿の照合を行い、登記簿上の面積を固定資産台帳の面積に修正しました。</p>	◎	令和元年度

意見	<p>(キ) 償却限度額まで実施済みの固定資産の減価償却の計上について          固定資産台帳を通査したところ、100分の95に達するまで減価償却を実施した固定資産、つまり5%の残存価額を残して減価償却が完了した固定資産が多数見受けられる。</p> <p>固定資産の残存価額は、売却可能な価額を想定して算定されているものであるが、現実的には耐用年数経過後の売却は必ずしも可能ではない。この点を踏まえ、企業会計においても帳簿価額が1円まで減価償却が可能となっており、地方公営企業においても地方公営企業法及び地方公営企業法施行規則の改正により、建物等の資産については帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことが可能となっている。また、残存価額を残して減価償却が完了している資産が多数となっている実態を踏まえ、帳簿価額が1円になるまで減価償却を実施することを検討することが望ましい。</p> <p>なお、地方公営企業会計においては、償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上したうえで、損益計算上において、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にするため、減価償却に合わせ、減価償却見合い分を、順次収益化を行うこととなっていることから、「長期前受金」についても上記の減価償却に対応した会計処理を実施することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	償却限度額まで実施済みの固定資産の減価償却の計上については、次期中期財政計画策定時の検討事項としました。	○	令和元年度

意見	<p>(ク) 上下水道のマッピングシステムの統合について</p> <p>上水道と下水道のマッピングシステムは、それぞれの導入時期が異なっていることもあり、別システムであるが、水道も下水道ともに同一道路内に設置されているのと同時に、管路管理の観点において最も効率的な管路を設定する際には、両システムを統合したマッピング情報のほうがより正確に判断が可能である。また、現在のシステムは改修を重ねており、その度に多額のコストがかかっている状態であること、計画単位、契約期間などもばらばらで契約管理しにくいことから、次期のマッピングシステムにおいてはマッピングシステムの統合のみならず、他のシステムとの連携を踏まえた最適なシステム導入を検討することが望ましい。</p> <p>埋め殺し管は、マッピングシステム上は削除され、残置の際の個別設置管路に紐付いた付随情報として保持している。しかし、残置場所は国や市が所管の道路内であるため、撤去義務は発生しているものと考えられる。通常公道は水道管以外のガス管やケーブル等も敷設されているため将来的にはそれらの工事等による撤去費の請求等も想定されることから、上下水道部として残置管延長の網羅的な把握及び場所ごとの撤去義務（資産除去債務）の管理を行えるようにしておくことが望ましい。また、マッピングシステム上の情報保持方法についても、本情報に含めた保存の検討を行うことが望まれる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 下水道工事課	<p>上下水道部における最適なマッピングシステム導入については、水道と下水道のシステムを統合する方針としました。</p> <p>また、残置管についても撤去義務の観点からマッピングシステムで管理していくこととしました。</p>	○	令和2年度



# No.70

## 監査内容

報告書の頁 151

指摘	<p>(ア) 減損の兆候判定について</p> <p>減損の兆候については、地方公営企業会計基準見直し時以降においては、減損の兆候の判定を実施する必要があるが、会計規程上において減損に関する記載文言がないことから、水道事業会計上では減損の兆候の有無を判定しておらず、稟議決裁も受けていない。</p> <p>地方公営企業会計基準見直しに伴い減損会計基準は既に導入されているため、会計規程への記載の有無にかかわらず、年度末ごとに上記基準に基づく減損の兆候の有無判定を行うとともに、稟議決裁を受ける必要がある。</p> <p>また、現状での減損の兆候判定においては、未利用地の有効活用の観点から作成されている遊休地内訳を利用することが想定されるが、旧簡易水道との経営統合に伴い市の特別会計から事業用資産を承継しているものの、旧簡易水道の遊休資産の有無についての把握をしていない。</p> <p>このため、通常年1回は固定資産の実査を実施することになっており、引継時における引継ぎ資産の現況及び使用状況を把握しておくことは必要であるものと考えられることから、今後における遊休地内訳の網羅性の向上が必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>公有財産の適正な管理体制の構築と資産の有効活用を図るため、平成31年3月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定し、行政財産と普通財産（遊休資産）の区分を明確にすることにより減損の兆候の判定を実施しました。</p> <p>また、旧簡易水道の遊休資産については、年1回の固定資産残存確認を通じて、現況及び使用状況を把握するとともに、今後における遊休地内訳の網羅性の向上を図ります。</p>	◎	令和元年度

# No.71

## 監査内容

報告書の頁 151

指摘	<p>(イ) 廃止及び予備水源に関する資産の取扱いについて</p> <p>水道台帳を閲覧したところ、予備水源や廃止水源となっているものが確認され、これらについては、遊休地内訳にも記載されておらず、廃止水源である白沢、平里第1水源及び第2水源については、設備も含めて除却処理されていない。</p> <p>減損会計適用における兆候判定の観点からは、廃止水源や予備水源について網羅的に把握すると同時に、特に予備水源については主に給水人口の減少や配水区域見直しによるものであり、また予備水源であっても再使用時には水質検査や水源としての利用申請も再度必要になることから、将来における水源の利用可能性を判断のうえで、減損処理の要否を判断する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>公有財産の適正な管理体制の構築と資産の有効活用を図るため、平成31年3月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定し、行政財産と普通財産（遊休資産）の区分を明確にすることにより減損の兆候の判定を実施しました。</p>	◎	令和元年度

## No.72

### 監査内容

報告書の頁 152

意見	<p>(ウ) 遊休資産の有効活用について 遊休土地については、上下水道部全体をまとめて把握して、具体的には利用方法ごとに分類集計されている遊休地内訳及び物件ごとの詳細情報のリストを作成している。</p> <p>遊休地のうち、富塚水源用地については、地下埋設物の撤去が完了し、現在は医療センター職員駐車場として年間貸付けを実施している。これについては、病院会計側への売却により公債返済等の利用も可能であるものと考えられる。これ以外にも平成30年度より、包括委託による売却を検討しており、また、浜松市の他課への管理移管を検討している物件もあることから、遊休資産の売却等により、資産の有効活用を更に進めることが望ましい。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>公有財産の適正な管理体制の構築と資産の有効活用を図るため、平成31年3月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定しました。</p> <p>また、遊休資産のうち、売却により収益が見込まれる物件については、同管理規定に基づき、包括委託による売却を進めていきます。</p>	○	令和元年度

## No.73

### 監査内容

報告書の頁 153

指摘	<p>(エ) 土地以外の固定資産の現物調査における遊休資産の把握について 土地以外の遊休資産については、遊休地一覧表内に建築物・構築物の有無や地下埋設物の有無に記載されているのと同時に、年1回固定資産の残存確認等を行い把握しているが、平成30年度における固定資産明細表に基づく残存確認及び備考欄への現状の記載状況に、撤去済・交換済や水道不要管の旨の記載が確認された。</p> <p>平成28年度以前の年度で記載されている場合には、前年度の固定資産の残存確認においても同様の記載があったはずであることから、撤去年度において適時に除却処理を実施すべきであったのと同時に、仮に未処理であったとしても、水道不要管は遊休資産であることから、遊休資産として別の個別資産のグルーピングとして把握したうえで、減損処理を行う必要がある。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>平成30年度において、平成29年度以前の残存確認等で把握している撤去済・交換済の固定資産の除却処理を実施しました。</p> <p>引き続き、年1回固定資産の残存確認、減損の兆候の判定により内容を把握するとともに、除却処理を実施してまいります。</p>	◎	令和2年度

# No.74

## 監査内容

報告書の頁 153

意見	<p>(オ) 売却可能価額の検討について</p> <p>遊休地内訳に、現時点では利活用困難と判断している構築物、地下埋設物の固定資産としての除却未実施が確認された。</p> <p>現状が遊休地である場合には、仮に構築物等の現物が存在していたとしても、水道事業として使用していないことは明らかであるため、構築物等については固定資産の有姿除却を実施するか、固定資産の減損の兆候と考え、備忘価額まで減損損失を計上する必要がある。</p> <p>また、固定資産の撤去費用について、過去売却を検討した物件以外では現状ほとんど見積もっていない状況にあるものの、ほとんどの土地が市街化調整区であるため売却価額から撤去費用を控除した金額がゼロを下回るものが多いことから、固定資産の減損の兆候と考え、土地を含めて備忘価額まで減損損失を計上する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	平成31年3月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定し、行政財産と普通財産（遊休資産）の区分を明確にするとともに、令和2年度までに普通財産（遊休資産）の評価額の確認を実施しました。令和3年度には撤去費用の見積を行いました。地下埋設物の調査が必要なものが多く、精緻な見積が困難な状況であることから、売却価額から撤去費用を控除した金額がゼロを下回ると想定されるものについては、減損損失の計上を行うこととしました。	○	令和4年度

# No.75

## 監査内容

報告書の頁 154

指摘	<p>(カ) 建設仮勘定の滞留状況について</p> <p>平成29年度におけるアセットマネジメント計画策定の結果、大原浄水場からの配水区域の見直しを実施すると同時に、大原浄水場第4配水池を廃止して、大原浄水場第1から第3配水池を耐震補強ではなく設備更新することが決定された。</p> <p>このため、平成29年度末においては、耐震補強工事に関する設計業務委託の金額5,341千円は将来の工事実施予定がなくなったことから、長期間建設仮勘定に計上されている当該資産を除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	建設仮勘定の滞留状況については、将来の工事予定がなくなった設計業務委託について平成30年度末に除却処理を実施しました。	◎	令和元年度

# No.76

## 監査内容

報告書の頁 154

意見	<p>(キ) 建設仮勘定の業務委託契約金額の工事単位による管理について 幹線管路の設計業務費については、詳細設計の後、管路工区を分割して発注し工事を進めることから、総延長に対する完成工事延長の割合に応じて算定した設計業務費を建設工事費に加えて、固定資産の本勘定への振替を行うことになる。</p> <p>しかし、建設仮勘定の明細上において、予備設計業務費について一部振替を実施しているものの、その後が発生すると考えられる基本・実施設計業務費や詳細設計業務費の建設仮勘定残高が存在していないものもあり、また、上下水道総務課においても管路に関する工事管理の状況を十分に把握していない。</p> <p>管路における建設仮勘定の管理については、予備設計から工事完了までの年数が現地側の道路事情を考慮した工事工程の実施のため10年程度必要となるものも存在するため、水道工事課及び上下水道総務課は予備設計から工事まで全体で区分して進捗状況を把握したうえで、全ての工事に関する事業完了予定年度までを明細上に記載するように依頼し、事業年度末における使用可能性を検討することが望まれる。なお、例えば将来の工事実施予定がなくなると判断された場合には、除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施することになる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>建設仮勘定の業務委託金額の工事単位による管理については、平成30年度末に建設仮勘定一覧表にて予備設計から工事までの進捗状況を把握するとともに、事業年度末に使用可能性の検討を行いました。</p> <p>また、将来の工事実施予定の有無を判断し、必要に応じて除却処理を実施しました。</p>	○	令和元年度

# No.77

## 監査内容

報告書の頁 156

意見	<p>(ア) コンパクトシティの推進との整合性 水道事業は、メリハリをつけて運営すべき公共インフラとして挙げられているが、上水道給水要望制度においては、場所を区別することなく、申請があった全ての工事について、要件を満たせば工事を実施することとしている。</p> <p>今後、市全体でコンパクトシティを推進していくに当たっては、現状の上水道給水要望制度との整合性が課題となり得る。例えば、市街化区域の内外によって、申請者の負担額の算出方法・必要な要件等について区別を設けるなど、インフラ整備面でも、メリハリの効いたまちづくりについて市民の理解を得ていくことが望ましいと考える。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>水道は市民が生活する上で必要不可欠なインフラであることから、給水要望制度に関しては、現時点において居住するエリアによって申請者負担額などに区別を設けることは適切でないと考えます。</p> <p>今後、市全体でコンパクトシティの取り組みの充実・推進を図る際は、改めて検討してまいります。</p> <p>なお、更新が必要な老朽管は市全域に存在しますが、人口集中地区を優先的に更新するなど、現在もメリハリをつけた事業運営を行っています。</p>	—	令和3年度

意見	<p>(イ) 申請者の負担距離について</p> <p>現状では、一般要望工事は距離の長短だけにより、申請者の負担の大小が決まる仕組みとなっており、距離が短ければ負担金なしで希望する位置まで管を引くことができる。</p> <p>しかし、申請者が当要望制度を利用する理由には、様々なものが考えられる。申請理由を市のまちづくりの考え方を照らして、申請者の負担額に傾斜を設けるという考え方も検討に値すると考える。例えば、井戸水の品質悪化等により上水道への接続を申請する場合には衛生面の観点から負担割合を相対的に少なくする、住居の建設を想定していない市街化調整区域内の要望工事を行う場合には負担割合を相対的に多くする、といった対応が考えられる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>距離の長短に加え、必要性の度合いにより負担割合を変動させることを検討してまいりましたが、給水要望の理由は様々であることや、上水道使用開始後の使用実態を追跡調査することは現実的に難しいと判断いたしました。</p> <p>また、水道は市民が生活する上で必要不可欠なインフラであることから、現時点において居住するエリアによって申請者負担額などに区別を設けることは適切でないと考えます。</p> <p>今後、市全体でコンパクトシティの取り組みの充実・推進を図る際は、改めて検討してまいります。</p>	—	令和3年度

指摘	<p>(ウ) 負担金の計算に用いる単価について 各要望者の負担金のその計算方法は、『浜松市水道事業給水条例第15条に基づき算出され、単価については、上水道給水要望受付時に適用されている受託配水管布設要望単価により算出されたものとする。』（上水道給水要望工事に関する要綱第5条第2項）と規定されている。一方、工事の発注額は、実際の施工状況等に基づき決定されるため、工事金額実績に基づき要望者の負担金を計算すると、要綱に従って計算した負担金とでは、差が生じることとなる。</p> <p>この結果、要望制度を導入した際に想定していたよりも、各要望者の負担割合が低くなり、逆に、水道事業の負担割合が高くなっている可能性がある。事業者として、現状の負担割合が妥当であるかどうか、また、負担金の算定に用いている「受託配水管布設要望単価」が適切であるかどうかについて、早急に検討されたい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>実際の工事に際しては、市の維持管理上の都合により延長を伸ばしたり、管口径を増径したりすることも多く、これらは要望者負担の算定根拠としないことから、要綱に従って計算した負担金と工事金額実績に基づく負担金に差が生じることは、ある程度やむを得ないものと考えます。</p> <p>また、本市における平成28年度から平成30年度の3年間における工事金額実績に対する要望者負担割合は約16%であり、本市と類似の制度を有し、かつ要望者から費用を徴収した実績のある7都市を調査したところ、約18%であったことから、現状の本市の負担割合が著しく低いとは言えず、早急な見直しは必要ないと考えています。</p> <p>しかし、健全な水道経営の持続のためには、適正な受益者負担を求めることが重要であることから、上水道給水要望制度における負担割合の妥当性について、他市の事例なども含め引き続き調査・研究してまいります。</p>	◎	令和4年度

指摘	<p>(ア) 小口現金についての制度整備と運用について</p> <p>小口現金の出金は、「小口の支払金又は緊急処理を必要とする」ものに限られている。具体的には、大規模な災害が起こり、銀行預金の出金が速やかにできない場合であって、緊急で現金の支払いが必要な場合に、これに充てることを目的として保管されている。しかし、実際には小口現金は20万円しか保管されていない。大規模な災害に緊急に対応する費用としては不十分と考えられるが、具体的に「何のために」「どの程度の金額」が必要であるかといった議論がなされないまま、「20万円」という額が設定されているのが現状である。</p> <p>このため、小口現金については、以下の点を整理することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小口現金の位置付け・保有目的の確認</li> <li>・目的に応じた保有限度額の設定</li> <li>・出納時の運用ルールの整備（1人ごと・1回ごとの限度額、返還までの期間目安等）</li> <li>・「小口現金管理規定」等の整備</li> </ul> <p>また、概算払いの出金額が数万円から最大64万円であり、また、概算払い後残金が戻入されるまでの間に4週間ほどの期間が空いているものもあった。概算払いの出金に関しては、その出金元が小口現金か預貯金かを問わず、上下水道部会計規程第39条から第44条に規定する資金前渡の手続きに則って出金を行う必要がある。</p> <p>したがって、前渡金の支払額は、資金の交付目的に照らして妥当な金額の範囲内に収める必要があり、また、支払後できるだけ早急に精算を行う必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>小口現金の取扱いの明確化と適正な管理体制を構築するため、平成31年3月に「浜松市上下水道部小口現金取扱要領」を制定し、小口現金の適正な運用を行っています。</p> <p>また、前渡金の支払額は、資金の交付目的に照らして妥当な金額の範囲内に収める必要があり、支払後直ちに精算する必要がある旨「浜松市上下水道部会計規程」で定めていることから、同規程を改めて各課に周知しました。</p>	◎	令和元年度

# No.81

## 監査内容

報告書の頁 160

意見	<p>(イ) 余裕資金の運用について</p> <p>水道事業の運用資金は、「浜松市資金の管理運用基準（水道事業及び下水道事業管理者運用資金）」に従い、安全性・流動性・効率性の順に優先度を置いて運用をしている。実際の運用方法は、預貯金がメインとなっており、運用先の決定は、金額が3億円以上かつ期間が1ヶ月以上のものは、「浜松市資金運用に係る競争入札実施要領（水道事業及び下水道事業管理者運用資金）」に基づいて行われている。この要領に従い、各年度の「資金運用計画」が作成されており、「入札時点において、預金額が入札時総運用額の2分の1を超えている金融機関は、入札対象から除く」旨が定められている。</p> <p>この定めは、リスクが特定の金融機関に偏ることがないようにするためのものである。一方で、預入金融機関破綻時には、預金債権と借入金債務を、相殺することが可能である。</p> <p>よって、各金融機関が保有する市債・企業債の残高も考慮に入れて預貯金を運用する金融機関を選定すると、より安全性・流動性・効率性の高い資金運用につながり得ると考える。この点を踏まえた資金運用基準の改定や運用ルールの変更を検討</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	余裕資金について安全性・流動性・効率性の高い資金運用を行うため、平成31年3月に「浜松市資金運用に係る競争入札実施要領（水道事業及び下水道事業管理者運用資金）」の見直しをしました。	○	令和元年度

# No.82

## 監査内容

報告書の頁 161

指摘	<p>(ウ) 行政財産と普通財産の区分の必要性について</p> <p>上下水道部が通常保有する固定資産のほとんどは、水道事業を行うために使用されているものであり、「行政財産」に該当すると考えられるが、「行政財産」と「普通財産」との区分方法については、上下水道部の規程ではなく、浜松市の規程の取扱と同様との説明を受けており、また固定資産台帳上も明確な記載がない。</p> <p>「行政財産」と「普通財産」の違いにより、貸付け時における貸出賃料の減免限度額が異なることから、両者の管理区分の違いは重要であり、明確にする必要がある。</p> <p>また、遊休資産の内訳は、「行政財産」と「普通財産」が混在している状況にあった。通常は、「行政財産」から「普通財産」への振替時点で、水道事業対象から外れた資産になることから、振替時においては減損の兆候判定を行う対象となるものと考えられるため、「普通財産」については毎年減損の兆候判定を実施する必要があるのと同時に、「行政財産」が記載されている場合であっても、貸付けを行っている場合には水道事業用としての使用を行っていないことを意味することから、「行政財産」の区分の妥当性についての検証も必要となると考えられる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	適正な資産管理体制を構築し、資産の有効活用を図るとともに事務手続きを明確化するため、平成31年4月1日に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定しました。 また、今後は、固定資産台帳を精査するなかで行政財産と普通財産の区分を明確にするよう検証を行ってまいります。	◎	令和元年度



# No.83

## 監査内容

報告書の頁 162

指摘	<p>(エ) 行政財産の使用許可について 行政財産の貸付については、「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」に基づき、使用許可を受けることとなっているが、使用許可を受けずに貸付を行っている財産がある。また、土地賃貸借契約に記載の土地賃貸料も現在の土地評価額に基づく算定賃料を下回ることから減免許可を受けずに賃料自体も減免されていることになるため、賃料の見直しと合わせ、年ごとに使用許可を受ける必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
北部上下水道課	指摘のあった行政財産（土地）について、「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」に基づき、平成31年3月7日に使用許可（単年度）を行うとともに、使用料を土地評価額に基づく適正額としました。	◎	令和元年度

# No.84

## 監査内容

報告書の頁 162

意見	<p>(オ) 寄附受入資産の寄附目的の確認について 寄附で土地を受け入れる場合には、用途の定めのないものと用途を定めて受け入れているものの2種類が考えられるが、受入事務に基づく審査を実施の後、受入可否を決定して受け入れることになる。 用途を定めて受け入れる場合には、別途議決が必要であり、遊休地であったとしても寄附者の同意等が必要であると考えられることから、遊休地については、資産の効率的な利用の観点から、また遊休地以外であっても将来的に用途変更に伴い遊休地となる可能性もあることから、全寄附受入土地に対し、寄附受入時の資料を確認して用途の制限がないことを確認しておくことが望まれる。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	適正な資産管理体制を構築し、資産の有効活用を図るとともに事務手続きを明確化するため、平成31年4月1日に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定しました。 また、寄附受入資産について用途指定寄附の有無等の確認をしてまいります。	○	令和元年度

意見	<p>(ア) 有収率の算出方法と活用方法について</p> <p>有収率の悪化は、管路等からの漏水が多いこと、水道メーターの不感などが要因として考えられるが、漏水量それ自体を測定することは不可能であり、配水量から有収水量を差し引いた結果として、漏水量が算出されているにすぎない。また、旧簡易水道ごと・配水区ごと等の有収率を算出していないため、漏水調査や老朽管更新工事等の対策を講じる際に具体的に役立てることができていない。</p> <p>そこで、旧簡易水道については、それぞれが他の簡易水道から独立しているため、旧簡易水道ごと（可能であれば配水区ごと）の配水量・有収水量を測定することで、それぞれの有収率を算出し、分析することを検討されたい。この分析のためには、平成29年4月1日の統合後、旧簡易水道ごとでの顧客マスタの管理を行っていない点が課題となるため、顧客マスタに属する旧簡易水道名の情報を持たせることが必要となる。</p> <p>また、曳馬配水区・浜北エリアの配水区等、他の配水区から区切られている配水区については、流入地点に設置されたメーターを有効活用し、配水区ごとの有収率を算出し、趨勢や他のエリアとの比較等の分析を行うことを検討されたい。</p> <p>現状の配水区・設備では、エリアごとの有収率の算定が難しいエリアについても、有収率の悪化による影響額が600万円程度であることに鑑み、費用対効果を考慮したうえで、特定管路についての計画的な漏水調査や、一定の管路延長ごとに流量メーターを追加設置などの対策を取ることが望ましいと考える。また、有収率の算定・分析・結果についての対応のし易さ等も、現在策定中の配水区の再編の際には考慮されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課 上下水道総務課 お客さまサービス課 北部上下水道課 天竜上下水道課 浄水課	<p>旧簡易水道については、遠方監視システム整備事業計画に基づき、配水メーターを令和3年度までに設置するとともに、顧客マスタに旧簡易水道名の情報を持たせることにより、旧簡易水道ごとの有収率の算出を可能としました。</p> <p>また、旧簡易水道以外については、配水区域再編計画の中で有収率の算定・分析・結果に基づく対策等を行えるよう、配水ブロック化についても検討していきます。</p>	○	令和2年度

指摘	<p>(ア) セグメント情報の開示についての文書化</p> <p>水道事業の決算書においては、セグメント情報の開示は行われていない。これは、旧簡易水道事業・旧来からの水道事業といった区分はあるが、料金体系は統一されており、また資産の維持・管理等の業務も両事業を区別することなく一体として行っていることから、報告セグメントは一つである、という考え方に基づいている。ただし、この判断についての根拠・結果等が文書化されている資料は存在しておらず、決算書においても、開示をしない旨とその理由の記載はない。</p> <p>セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断し、「企業管理規程で区分を定める」と地方公営企業法施行規則において規定されている。</p> <p>したがって、セグメント区分についての考え方を整理し、会計規定等に記載する必要がある。また、当該セグメント区分が妥当であるかについては、セグメント情報の開示の意義に照らして、定期的に見直しをされたい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
上下水道総務課	<p>平成31年3月に、セグメント区分を明確にするため、「浜松市上下水道部会計規程」を見直しました。</p> <p>また、当該セグメント区分の妥当性については、適宜定期的な見直しを行ってまいります。</p>	◎	令和元年度